

事業シート（概要説明書）

予算事業名	景観形成事業		事業開始年度	平成10年度													
上位施策事業名	魅力ある景観の形成		担当部名	都市整備部													
根拠法令等	景観法・府中市景観条例		担当課・係名	計画課													
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	松村秀行													
実施の背景	近年、農地や工場跡地の転用などによる大規模マンション等の建設が増加しており、府中市の景観が徐々に変化してきている。このことから、市民から、自然や歴史、文化などが融合した、良好な景観の保全や形成に対する要望が多く寄せられている。																
目的 (何をどうしたいのか)	景観への意識啓発を通じ、市民の景観に対する理解を深めるとともに、市民、事業者との協働により、地域の特性を踏まえた良好な景観の保全を推進する。また、市民の生活に安らぎと潤いを与え、愛着を持てる魅力ある緑豊かな景観を形成する。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民・事業者		対象者数 (H24.4.1人口に対する割合)													
				251,349	人 (100%)												
	実施方法	■直接実施															
		■業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者: 株式会社八州)															
		□補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体: )															
□貸付 (貸付先: ) □その他 ( )																	
事業内容 (手段、手法など)	<p>○市民・事業者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定の支援…地域の特性を踏まえた景観形成を目的とし、市民や事業者による良好な景観の保全を推進するため、景観協定の策定に関する指導を行う。</li> <li>・まちづくり学習等の実施…景観に対する関心や良好な景観形成への意識を啓発するため、市民を対象としたイベントを行う。</li> </ul> <p>○景観形成に関する基準づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観ガイドラインの策定…府中市景観計画に基づき、歴史的建造物等を生かした景観形成を進めるため、現況調査や分析を行い、景観ガイドライン(歴史的景観編)の策定に向けた検討を行う。</li> <li>・景観計画の改訂検討…景観計画の課題の整理を行い、届出物件等や良好な眺望景観の実態調査及び解析をするとともに、区域区分及び届出・景観形成基準等の見直しや、市民意見の把握等の検討を行う。</li> </ul> <p>○開発事業に係る指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の建設や屋外広告物の設置などの協議…地域の個性を生かし、洗練された景観づくりを進めるため、府中市景観計画及び府中市景観ガイドラインを踏まえた建築物等や屋外広告物の事前協議を行う。大規模開発事業については府中市景観条例に基づく景観構想の届出、大規模開発事業に当たらない一定規模以上の開発事業については景観法に基づく行為の届出を受け、良好な景観を誘導する。</li> </ul>																
関連事業 (同一目的事業等)	景観審議会運営費																
コスト		24年度(予算)		23年度(決算)		22年度(決算)		21年度(決算)									
	事業費合計	6,152	千円	5,057	千円	6,302	千円	10,933	千円								
	事業費内訳 (平成23年度分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費54千円/内訳謝礼金54千円</li> <li>・需用費36千円/内訳消耗品費等36千円</li> <li>・役務費32千円/内訳郵便料32千円</li> <li>・委託料4,935千円/内訳事務作業等委託料4,935千円</li> </ul> (景観ガイドライン原稿作成及び校正 602千円、景観協定への移行支援 1,596千円、景観構想届出に関する指導及び助言の調査 302千円、広告物のあり方についての調査検討 902千円、景観ガイドライン印刷及び景観協定地区看板作成 1,533千円)															
	担当正職員	1.06	人	8,603	千円	1.06	人	8,632	千円	1.17	人	10,199	千円	0.93	人	8,695	千円
	嘱託職員		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円	
人件費合計	1.06	人	8,603	千円	1.06	人	8,632	千円	1.17	人	10,199	千円	0.93	人	8,695	千円	
総事業費	14,755		千円	13,689		千円	16,501		千円	19,628		千円					
財源内訳	国都支出金																
		国都支出金の内容															
	地方債																
	その他特財																
		その他特財の内容															
一般財源	14,755		千円	13,689		千円	16,501		千円	19,628		千円					
財源合計	14,755		千円	13,689		千円	16,501		千円	19,628		千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		景観形成事業			事業開始年度		平成10年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		景観協定の支援			地区	4		1
		景観法に基づく行為の届出			件	16	22	15
	景観条例に基づく景観構想の届出			件	4	5	2	
単位当たりコスト	総事業費	/	景観法に基づく行為の届出数	千円	856	750	1,309	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成を推進するため、市民への意識啓発を図る。</li> <li>・地域の特性を踏まえた市民による景観ルールづくりを推進するため、大規模な開発行為における景観協定面積の拡充を行う。</li> <li>・府中市景観計画の具体的な取組の指針として、景観ガイドラインを充実させる。</li> </ul>						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		景観啓発を目的としたイベント参加者数			人	861	571	594
		景観協定の認可			地区	4		1
景観ガイドラインの策定			編	2		1		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者への意識啓発について 景観に対する意識啓発を促し、個性的で魅力的な景観をつくるため、景観賞の実施や、市民へのまちづくり学習の継続、景観協定の拡充を行っていく。</li> <li>・景観ガイドラインの活用について 府中市景観ガイドラインは充実しつつあり、効果的な活用方法を検討していく。</li> </ul>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>多摩地域で景観行政団体となっている市は府中市、町田市、八王子市のみ。 府中市は多摩地域で最も早い景観行政団体。 東京都内では世田谷に続き2番目の景観行政団体となっている。 その他の市についても、現在、景観行政団体となる方向で進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市：町田市景観計画 町田市景観色彩ガイドライン 町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン） 届出制度による景観づくり</li> <li>・八王子市：八王子市景観計画 景観法に基づく届出 都市景観セミナー（意識啓発）</li> </ul>							
特記事項								

## 景観協定一覽表

名称	位置	面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
① コスモアベニユー府中幸町景観協定	府中市幸町二丁目16番1	3,428.68	平成20年10月1日	府中市告示第100号
② コスモアベニユー府中浅間町景観協定	府中市浅間町三丁目2番15ほか	4,895.19	平成20年10月1日	府中市告示第101号
③ 府中インテリジェントパーク景観協定	府中市日鋼町1番	181,416.79	平成21年10月22日	府中市告示第131号
④ コモンステージ武蔵府中(杜季の街)景観協定	府中市朝日町一丁目24番1ほか	27,141.25	平成21年10月22日	府中市告示第132号
⑤ プラウド府中天神町エアリーレジデンス景観協定	府中市天神町一丁目12番1	4,947.92	平成24年3月8日	府中市告示第35号
⑥ プラウド府中天神町ブライトレジデンス景観協定	府中市天神町一丁目12番6	2,935.99	平成24年3月8日	府中市告示第37号
⑦ プラウド府中天神町カームレジデンス景観協定	府中市天神町一丁目12番5	1,458.17	平成24年3月8日	府中市告示第36号
⑧ ザ・ミレニアムフォート府中御殿坂景観協定	府中市本町一丁目14番32	6,093.70	平成24年3月8日	府中市告示第38号

# 1 届出・事前協議制度による景観形成

建築物の建築や開発行為などを行う場合は、周辺の景観に少なからず影響を与えます。これらの行為を行う際に、自然、歴史、文化等に配慮して周辺地域との調和を事業計画の段階から考えていただくことで、優れた景観を形成していくことができます。

府中市では、良好な景観を形成するため府中市都市景観条例を制定し、平成11年から一定規模以上の行為について届出制度を実施してきました。平成20年からは、これまでの届出制度を景観法（平成16年制定）に基づく制度に引き継ぐこととしました。また、更に積極的に景観形成に取り組むため、「大規模開発事業の事前協議制度」を創設し、美しい風格のあるまちの実現及び地域にふさわしい景観形成を推進していきます。なお、届出や事前協議が必要となる行為については、府中市景観計画に定める景観形成基準に適合していることが求められます。

## ■ 届出制度における地区区分について

### 【景観形成推進地区】

けやき並木や崖線、多摩川など市街地景観の骨格、地形や自然のつながりによる自然景観の骨格となる地区を「景観形成推進地区」として指定します。景観形成推進地区は、大國魂神社・けやき並木周辺、国分寺崖線、府中崖線、浅間山周辺及び多摩川沿川の5地区です。

### 【一般地域】

「景観形成推進地区」に指定された地区以外の区域です。景観を特徴づけている景観要素を含む地域ごとに、景観形成の方針及び基準を定めます。

## ■ 大規模開発事業の事前協議制度について

大規模開発事業の際に、市長に対して「事前協議」を行う制度を創設しました。これは、広域的な景観に大きな影響を与える大規模な開発等を対象として、事前協議を行い事業計画の早い段階から景観への配慮を求めることを目的としています。

### 【事前協議の対象】

事前協議が必要なものは、次に掲げる規模の開発行為及び建築とします。

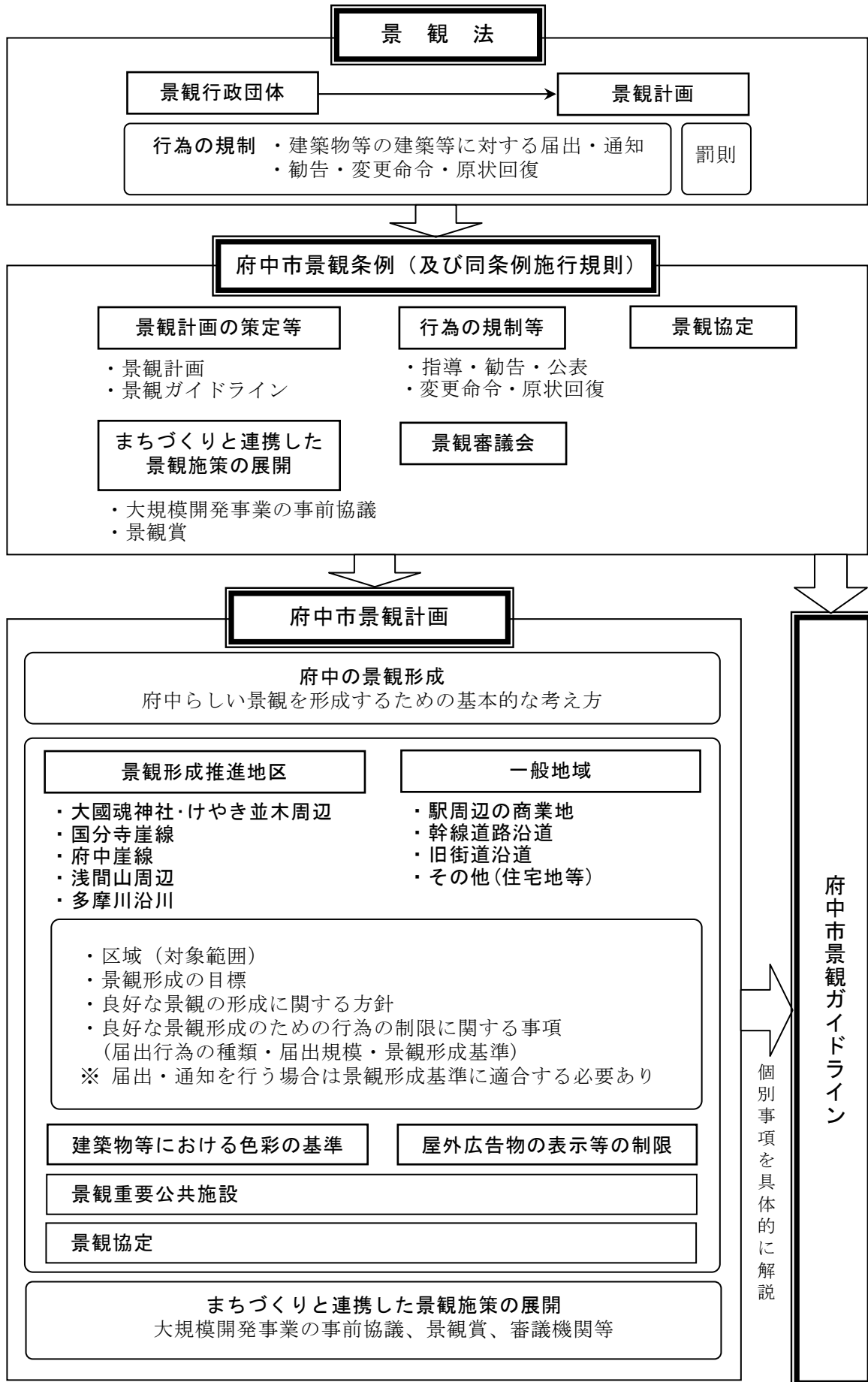
- 開発行為及び建築を行おうとする区域の面積が5,000平方メートル以上のもの
- 集合住宅の建築で総戸数が100戸以上のもの
- 建築物の建築で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの

ただし、次に掲げる制度を活用する開発事業で、東京都が事前協議、審査を行うものは除きます。

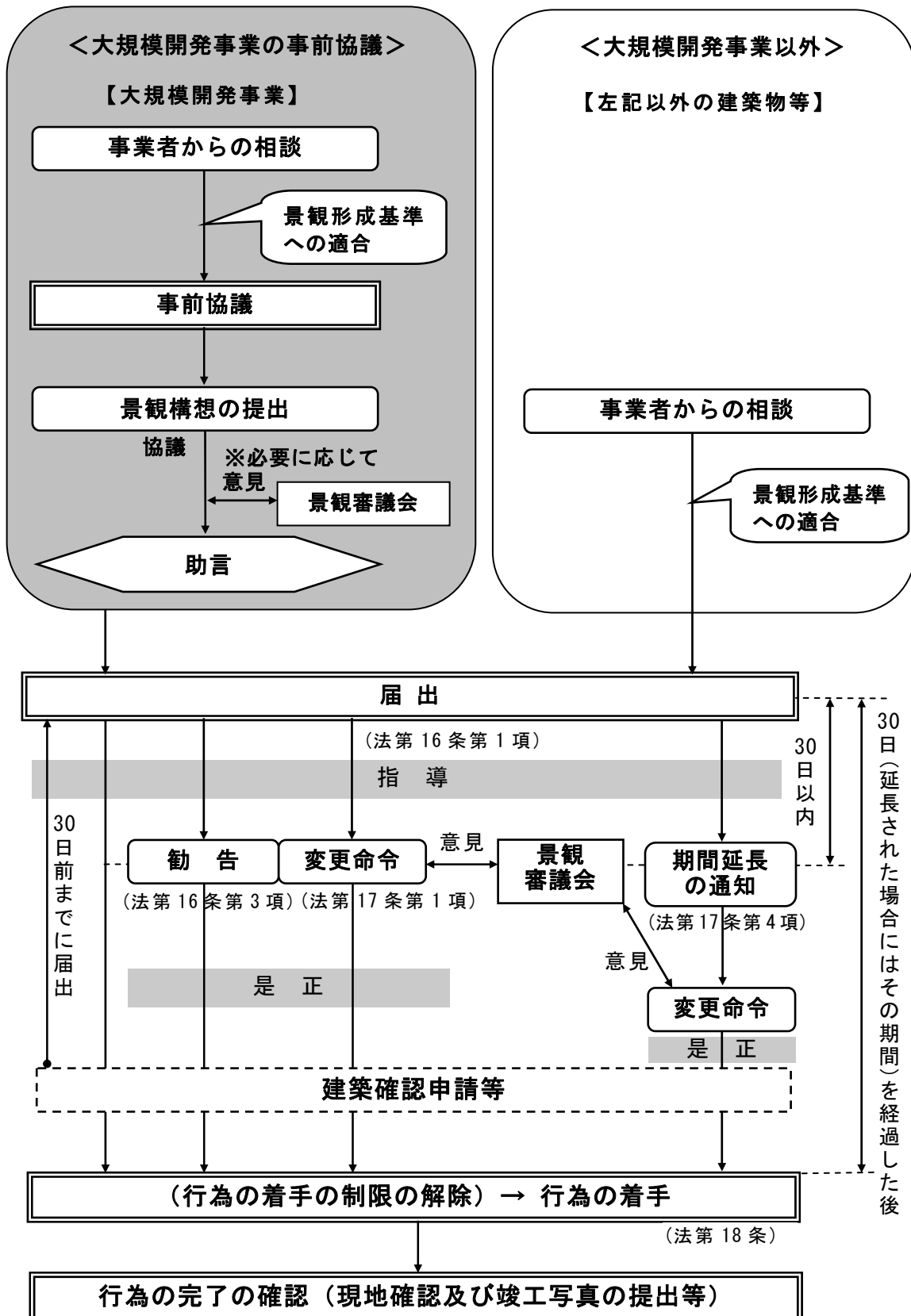
- ・ 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区（市街地再開発事業を伴うものに限る。）
- ・ 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
- ・ 都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区
- ・ 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業
- ・ 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画
- ・ 国分寺崖線景観形成推進地区内で行われるPFI法に基づく事業及びPFI的手法に基づく事業
- ・ 鉄道駅構内等開発計画



## 2 景観法、府中市景観条例及び府中市景観計画の仕組み



### 3 届出・事前協議制度の手続の流れ



※ 届出（通知）は、府中市景観条例施行規則に基づき、「建築確認申請の30日前の日」、「開発行為の許可の申請の30日前の日」などの当該行為の関係法令等に基づく手続を行う日等のうち最も早い日までに行ってください。（関係する法令のない場合は、着手の30日前までとなります。）また、事前協議の際の景観構想届出書の提出は、府中市地域まちづくり条例に規定する土地利用構想の届出と同時期であり、かつ、事業計画の変更が可能な時期に行ってください。

## 5 届出（通知※<sup>1</sup>）を要する行為

届出(通知)を要する行為は、次の表に該当する行為です。(法第16条第1項及び第5項、条例第9条関係)

法：景観法 条例：府中市景観条例

区域名称		景観形成推進地区					一般地域	
		大國魂神社・けやき並木周辺	国分寺崖線	府中崖線	浅間山周辺	多摩川沿川	駅周辺の商業地 幹線道路沿道 旧街道沿道	その他 (住宅地等)
区域の範囲		大國魂神社、けやき並木からおおむね100m	【低地側】 崖線からおおむね360m 【台地側】 崖線からおおむね80m	【低地側】 崖線からおおむね100m 【台地側】 崖線からおおむね100m	浅間山公園からおおむね100m	多摩川堤防からおおむね100m	【駅周辺の商業地】 駅周辺の商業系用途地域 【幹線道路沿道】 幹線道路の沿道20m又は30m 【旧街道沿道】 旧甲州街道、人見街道の沿道20m又は30m	左記以外の地域
建築物の建築等 <sup>(※2)</sup>		高さ20m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ10m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ20m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ20m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ20m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ20m又は延べ面積3,000㎡以上	
工作物の建設等 <sup>(※3)</sup>	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これに類するもの <sup>(※4)</sup>	高さ20m以上	高さ10m以上	高さ20m以上	高さ20m以上	高さ20m以上	高さ20m以上	
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類する工作物(回転運動をする遊戯施設を含む)	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ10m又は築造面積1,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ10m又は築造面積1,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	高さ20m又は築造面積3,000㎡以上	
	墓園その他これに類するもの	—	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	
開発行為		区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	区域面積3,000㎡以上	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更		—	造成面積3,000㎡以上	造成面積3,000㎡以上	—	—	造成面積3,000㎡以上	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		—	造成面積3,000㎡以上	造成面積3,000㎡以上	—	—	造成面積3,000㎡以上	

※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知となります。(法第16条第5項)

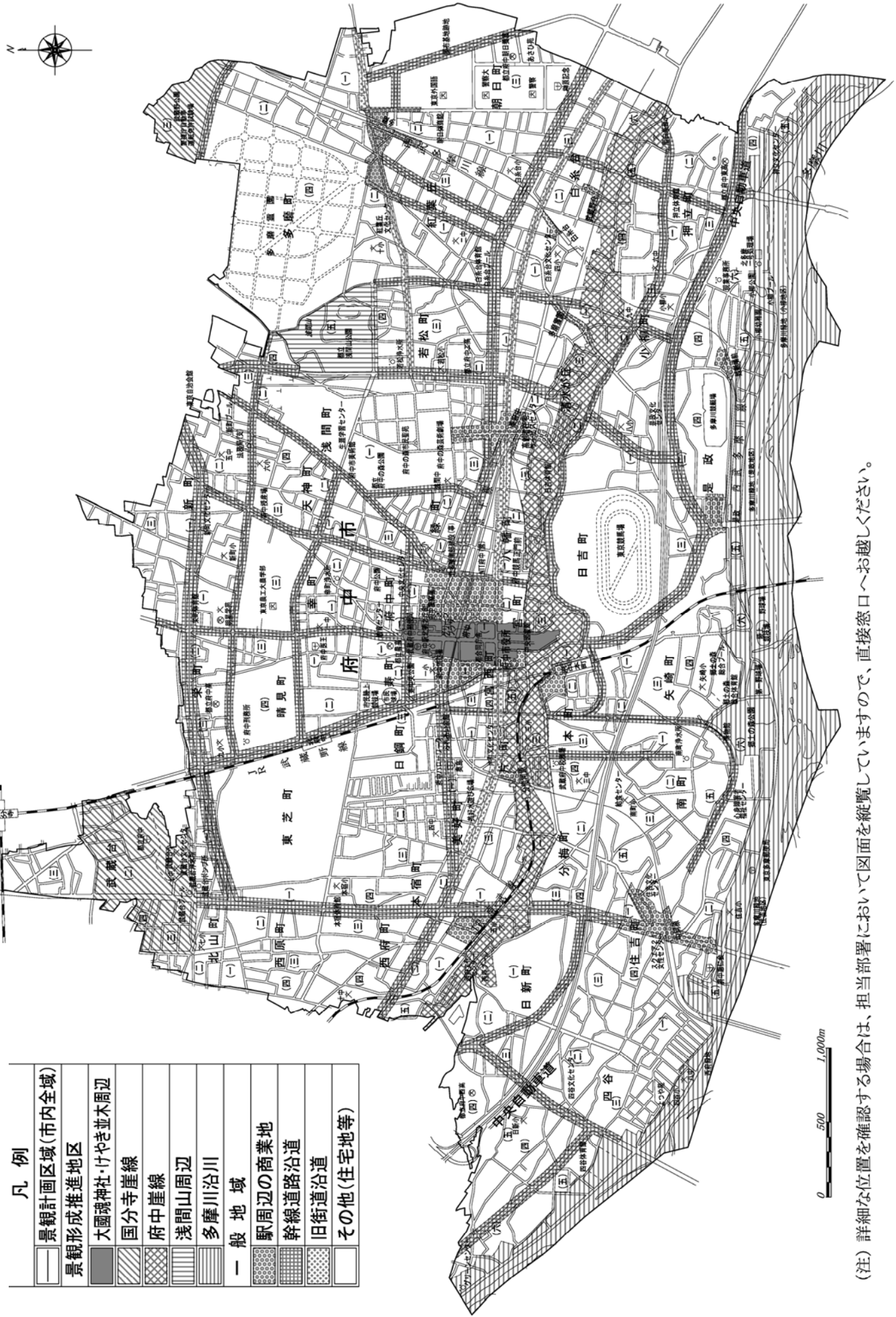
※2 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※3 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

(注) 通常管理行為、軽易な行為等については、届出が適用除外となりますので、担当部署にお問い合わせください。

## 6 景観形成推進地区及び一般地域区分一覧図



(注) 詳細な位置を確認する場合は、担当部署において図面を縦覧していますので、直接窓口へお越しください。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	法定外公共物管理事業	事業開始年度	平成14年度							
上位施策事業名	道路等の適正な維持管理	担当部名	都市整備部							
根拠法令等	国有財産特別措置法、府中市公有財産規則	担当課・係名	管理課公共物管理係							
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	高橋 潤							
実施の背景	国が所有していた法定外公共物(里道・水路)について、平成14年に一括譲与を受けて以来、市が管理者となっている。当該法定外公共物の安全・衛生を保つために、草刈、清掃、舗装等の作業を外部委託している。									
目的 (何をどうしたいのか)	法定外公共物の維持管理を行うことで、里道・水路としての機能を維持するとともに、当該地及び周辺地の衛生環境の保全を図る。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市内に存在する里道(約87,900㎡)・水路(約176,400㎡)等の法定外公共物		対象者数(H24.4.1人口に対する割合)						
		251,349	人	(	100%)					
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:東京緑建株式会社)								
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
	事業内容 (手段、手法など)	里道・水路の維持管理につき、業者に作業を委託する。 主な作業内容 1 草刈・清掃 草刈と併せ、清掃を行う。 2 防草シート敷設 草刈と併せ、雑草の繁殖を防止するためのシートを敷設し、今後の管理にかかる負担を低減させる。 3 アスファルト舗装 草刈と併せ、支障のない箇所にはアスファルト舗装を施し、利便性を向上させる。 4 フェンス・柵の設置 水路への転落防止等のため、フェンス・柵の設置を行う。								
関連事業 (同一目的事業等)	・法定外公共物用地境界確定事業(測量・嘱託登記)									
コスト	24年度(予算)		23年度(決算)		22年度(決算)		21年度(決算)			
	事業費合計	10,350千円	11,050千円	11,671千円	11,778千円					
	事業費内訳 (平成23年度分)	委託料 11,050千円 (内訳)								
		1 里道・水路の草刈・清掃	4,379千円							
		2 草刈・防草シート敷設	2,234千円							
		3 アスファルト舗装	1,876千円							
		4 フェンス・柵の設置等	2,561千円							
	人件費	担当正職員	0.3人	2,434千円	1.98人	16,044千円	2.03人	17,709千円	2.01人	18,828千円
		嘱託職員								
		臨時職員等								
人件費合計		0.3人	2,434千円	1.98人	16,044千円	2.03人	17,709千円	2.01人	18,828千円	
総事業費	12,784千円	27,094千円	29,380千円	30,606千円						
財源内訳	国都支出金									
		国都支出金の内容								
	地方債									
	その他特財									
		その他特財の内容								
	一般財源	12,784千円	11,050千円	14,288千円	14,588千円					
財源合計	12,784千円	11,050千円	14,288千円	14,588千円						

事業シート（概要説明書）

予算事業名		法定外公共物管理事業			事業開始年度	平成14年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		里道・水路の草刈・清掃			箇所	38	40	36
		里道・水路の草刈・防草シート敷設			箇所	9	8	24
	単位当たりコスト	里道・水路の草刈・清掃	/	箇所数	円	115千円	96千円	86千円
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	法定外公共物の適切な維持管理を行うことで、機能・安全性の維持と衛生環境の保全を図り、快適な市民生活を提供する。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		里道水路の維持管理			箇所	61	72	77
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>法定外公共物の管理を行わなければ、舗装面の劣化による事故、雑草等の繁殖による環境・衛生面の悪化を招くことが考えられるため、必要な維持管理を行うことで適正な機能の維持に貢献できるものとする。</p> <p>委託事業だけでなく、市民が自ら草刈や清掃を行う等、地域が主体的に維持管理に取り組むことのできる制度等も検討して行く。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>平成23年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行っている自治体                     <ul style="list-style-type: none"> <li>調布市 176件 約5,377千円</li> <li>小金井市 24件 約18,192千円</li> <li>国分寺市 28件 約5,042千円</li> <li>小平市 112件 約1,836千円</li> <li>立川市 6件 約39,347千円 など</li> </ul> </li> <li>・委託と職員による対応を併用している自治体                     <ul style="list-style-type: none"> <li>三鷹市 委託 5件 約1,500千円 直営 84件 担当員4人 作業日数40日</li> <li>日野市 合計284件 委託費 約11,039千円 直営 担当員6人 作業日数244日</li> <li>狛江市 合計350件 委託費 約1,500千円 直営 担当員8人 作業日数 毎日</li> <li>国立市 委託 18件 約6,548千円 直営 担当員3人 作業日数165日 など</li> </ul> </li> </ul>							
特記事項	里道・水路の払下げ H23年度 314.60㎡、 H22年度 753.38㎡、 H21年度 806.70㎡							

## ○国有財産特別措置法

(昭和二十七年六月三十日)

(法律第二百十九号)

第十三回通常国会

第三次吉田内閣

国有財産特別措置法をここに公布する。

### 国有財産特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第三項に規定する普通財産(以下「普通財産」という。)を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

(平一八法三五・一部改正)

第五条 普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

- 一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体(当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。)が公共の用又は直接その用に供するとき。
- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において事務、事業又は職員の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。
- 三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困窮者の収容施設の用に供しているとき。
- 四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供するとき。
- 五 河川等(河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用又は準用される河川及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)が適用される道路を除く。以下この号において同じ。)の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(その土地の定着物を含む。)について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

2 前項第一号の規定により譲与する場合において、寄附された財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、譲与を受けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。



## ○府中市公有財産規則

昭和 39 年 10 月 31 日

規則第 19 号

(通則)

第 1 条 府中市の公有財産（以下「財産」という。）の取得、管理及び処分に関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部 府中市組織条例（昭和 45 年 6 月府中市条例第 19 号）第 1 条に規定する部をいう。
- (2) 部長 府中市組織規則（昭和 49 年 7 月府中市規則第 24 号）第 5 条第 1 項に規定する部長をいう。
- (3) 用途 行政財産の具体的な使用目的をいう。
- (4) 用途廃止 行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることをいう。
- (5) 所管換 部の間において財産の所管を移すことをいう。
- (6) 管理 行政財産については、財産を維持保全し、用途に供することをいい、普通財産については、財産を維持保全することをいう。

(平 18 規則 3 ・ 一部改正)

(事務分掌)

第 3 条 財産の取得（買収、交換、寄付又は無償譲渡により受領する場合を含む。ただし、財務部以外の部の支出負担行為に属する手続を除く。）、処分その他の財産に関する事務は、別に定めがあるもののほか、税務管財部長が行う。

2 財産の管理に関する事務は、別に規定するもののほか、次の各号に定める者が行うものとする。

- (1) 公の施設の用に供し、又は供することと決定した財産は、当該公の施設に係る事務又は事業を所掌する部の部長
- (2) 公用に供し、又は供することと決定した財産は、当該公用の目的である事務又は事業を所掌する部の部長
- (3) 前各号に掲げるもの以外の財産は、税務管財部長

(平 20 規則 7 ・ 一部改正)

(注意義務)

第9条 部長及び教育委員会は、その所管する財産について次の各号に掲げる事項に留意して、その善良な管理に努めなければならない。

- (1) 財産の効率的な使用及び適切な維持、管理
- (2) 貸付け又は使用許可している財産の使用状況の把握
- (3) 財産の現況の把握と公有財産台帳との照合

## 用語の定義

### 法定外公共物

広く一般の用に供している道路、河川、ため池等の「公共物」のうち、道路法、河川法、下水道法等の特別法によって管理の方法等が定められているものを「法定公共物」と言う。

これに対し「公共物」のうち特別法が適用又は準用されないものを「法定外公共物」と言う。代表的なものとして「里道（リドウ）」や「水路」がある。

### 里道<sup>りどう</sup>

道路法などの適用のない法定外公共物の道路のこと。認定外道路、赤道、赤線などとも呼ばれる。昔のあぜ道などが該当する。

### 水路

河川法、下水道法等の適用がない河川のこと。普通河川、青線などとも呼ばれる。昔からの用水路、ため池等が該当する。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	介護予防推進センター管理運営事業	事業開始年度	平成18年度
上位施策事業名	高齢者サービスの充実	担当部名	福祉保健部
根拠法令等	府中市立介護予防推進センター条例・府中市立介護予防推進センター施行規則・地域支援事業実施要綱	担当課・係名	高齢者支援課・介護予防担当
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	峯尾達也

実施の背景  
 介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するために、高齢者に介護予防に関する事業を実施し、高齢者の健康の保持及び増進を図るため、平成18年4月に開館しました。

目的  
 (何をどうしたいのか)  
 介護予防の普及啓発の拠点施設として、市民に対して介護予防サービスを提供するとともに、地域の介護予防の支援を行うことにより、市全体の介護予防の活性化につながり、介護予防に継続的に取り組む市民を増やします。また、介護予防に係る人材育成等を行います。

事業概要	対象 (誰・何を対象に)	・65歳以上の介護認定を受けていない方 ・65歳以上の方の家族または介護者 ・介護予防活動を行い、または行おうとする方	対象者数 (H24.4.1人口に対する割合)	39,225 人 ( 15.6 % )
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 社会福祉法人 多摩養育園 ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	事業内容 (手段、手法など)	【介護予防教室】筋力向上・認知症予防・うつ予防・栄養口腔等3～6か月の教室 【介護予防講座】センター内及び地域への出張による講座 【介護予防相談】専門職による各種相談 【自主活動支援】介護予防活動を継続する自主グループ支援及び活動発表会の開催 【いきいきハウス】生活不安や生活リズムを整える等のために利用 (月7日限度) 宿泊型介護予防講座 (1泊2日) 【元気一番!!ふちゅう体操の実施及び普及】立位編・座位編・子ども編の普及 【介護予防サポーター育成】介護予防活動を広げる市民サポーターの育成と活動支援 【世代間交流】同施設内の保育所等との世代間交流 【交流サロン・情報室】自主グループの活動や交流の場の提供、情報の提供 【介護予防事業備品の貸出】介護予防講座やイベント等への備品の貸出による支援 《利用料》介護予防教室 1か月500円 いきいきハウス 1日1,000円 《食事料》1食650円 1日1,380円		
	関連事業 (同一目的事業等)	介護予防推進事業・介護予防コーディネーター事業		

		24年度 (予算)				23年度 (決算)				22年度 (決算)				21年度 (決算)				
コスト	事業費合計	187,128千円				158,522千円				169,638千円				189,592千円				
	事業費内訳 (平成23年度分)	介護予防推進センター管理運営費 (内訳)・人件費 127,893,808円 ・事務費 11,596,965円 ・事業費 20,466,513円 ・光熱水費 4,653,866円 ・修繕費 19,320円 ・業務委託費 4,072,894円 ※指定管理料及び事業収入等から管理運営費を差引精算し市に戻入																
	人件費	担当正職員	0.55	人	4,464	千円	0.55	人	4,464	千円	0.65	人	5,683	千円	0.8	人	7,480	千円
		嘱託職員	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
		臨時職員等	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
	人件費合計	0.55	人	4,464	千円	0.55	人	4,464	千円	0.65	人	5,683	千円	0.8	人	7,480	千円	
	総事業費	191,592千円				162,986千円				175,321千円				197,072千円				
財源内訳	国都支出金													2,445千円				
		国都支出金の内容 高齢社会対策包括補助金																
	地方債	0千円				0千円				0千円				0千円				
	その他特財	2,620千円				4,997千円				4,920千円				4,014千円				
		その他特財の内容 利用料・食事料																
	一般財源	184,508千円				153,525千円				164,718千円				183,134千円				
	財源合計	187,128千円				158,522千円				169,638千円				189,592千円				



## 府中市立介護予防推進センター 事業実績

事業内容		区分	単位	23年度	22年度	21年度
介護予防教室 (3～6か月)	筋力向上 (3か月)	教室数	教室	40	40	30
		利用人数	人	555	623	384
		利用延人数	人	5,356	5,927	4,283
	転倒予防 (3か月)	教室数	教室	3	16	16
		利用人数	人	46	286	288
		利用延人数	人	446	2,729	3,194
	栄養改善 口腔ケア (3か月)	教室数	教室	6	7	7
		利用人数	人	60	37	77
		利用延人数	人	616	378	837
	認知症予防〔旅行〕 (4か月)	教室数	教室	2	2	2
		利用人数	人	15	20	23
		利用延人数	人	187	260	327
	認知症予防〔園芸〕 (6か月)	教室数	教室	2	2	2
		利用人数	人	14	20	17
		利用延人数	人	246	309	343
	ウォーキング (3か月)	教室数	教室	8	8	2
		利用人数	人	133	103	23
		利用延人数	人	1,275	924	257
	尿失禁予防 (3か月)	教室数	教室	2	7	5
		利用人数	人	38	93	29
		利用延人数	人	380	891	346
	うつ予防 (3か月)	教室数	教室	4	3	3
		利用人数	人	71	71	46
		利用延人数	人	597	612	507
介護予防教室（1か月）		教室数	教室	119	82	58
		利用人数	人	4,237	3,435	2,176
		利用延人数	人	14,121	10,990	7,178
介護予防講座		開催回数	回	307	268	299
		参加人数	人	9,994	7,926	13,490
介護予防相談		延件数	件	190	157	176
いきいきハウス		利用日数	日	967	865	832
自主グループ支援		グループ数	グループ	46	35	22
		支援延数	回	283	236	133
介護予防サポーターの養成		新規登録数	人	12	22	41
		育成研修	回	6	8	6
		スキルアップ研修	回	52	46	0
		活動数（センター）	人	1,915	1,523	875
		活動数（地域）	人	591	578	241
世代間交流		交流回数	回	15	15	12

# 介護予防推進センター

平成24年度の介護予防推進センターのあいことばは、“見つけよう! 自分流”です。市民の皆さまが住みなれたまちで、いつまでも健康な体で生活できるよう応援しています。

利用日：年末年始の12月29日から1月3日をのぞく毎日

利用時間：午前9時から午後6時（7月～9月は午前9時～午後7時）

利用できる方：府中市内在住のおおむね65歳以上で介護保険の認定を受けていない方

## 事業案内

### 1. 介護予防講座

運動・栄養・口のケア・脳のトレーニングなどの講座を実施しています。また、元気一番!!ふちゅう体操と日替わり運動を行う毎日体操を実施しています。

### 2. 介護予防教室

筋力向上、転倒予防、膝痛・腰痛予防、ウォーキング、栄養（調理実習ふくむ）、口のケア、旅行や園芸など趣味を生かした認知症予防、こころの健康を保つ（うつ予防）などじっくり学ぶ教室を実施しています。（3～6か月/週1回）

### 3. 体力測定会

握力、筋力、柔軟性、バランス、骨密度、脳年齢、血管年齢など、ご自分のからだの元気度をチェックする測定会を行っています。

### 4. 自主グループ

介護予防教室を卒業した方々が、自主グループをつくり、介護予防活動を自主的に行っています。

### 5. 介護予防サポーター 元気一番!!ひろめ隊

元気一番!!ひろめ隊は市民の方々が、介護予防活動の協力者としてボランティアで事業に参加し、市民の皆さんに介護予防活動を普及し、ささえる活動をする方です。※介護予防推進センターで一定の時間、研修を行い登録していただいています。

### 6. いきいきハウス

#### ◎自立支援ショートステイ

ご家族の都合などにより、ご自宅で過ごすのが心配な場合や、生活のリズムを整えたい方に毎月、1日から最大7日間の利用が可能です。

#### ◎企画体験宿泊

健康麻雀、初めてのパソコン、癒しのセルフケアなど時間を気にせず、共通の関心をもつ方々とゆっくりじっくり体験します。

### 7. 介護予防相談

介護予防に関するさまざまな相談をお受けします。



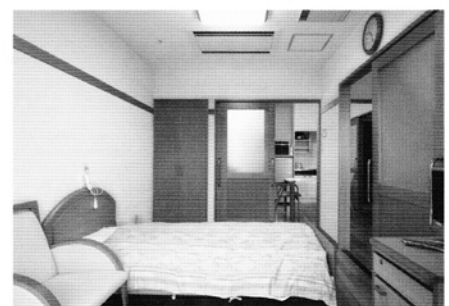
介護予防講座（4階研修室）



バランストレーニング（5階ゆうゆうルーム）



体力測定会（4階研修室）



いきいきハウス（3階）



### リハビリルーム (3階)

トレーニングマシンによる筋力向上トレーニング教室を行います。



### 調理実習室 (3階)

教室や講座で調理実習を行います。



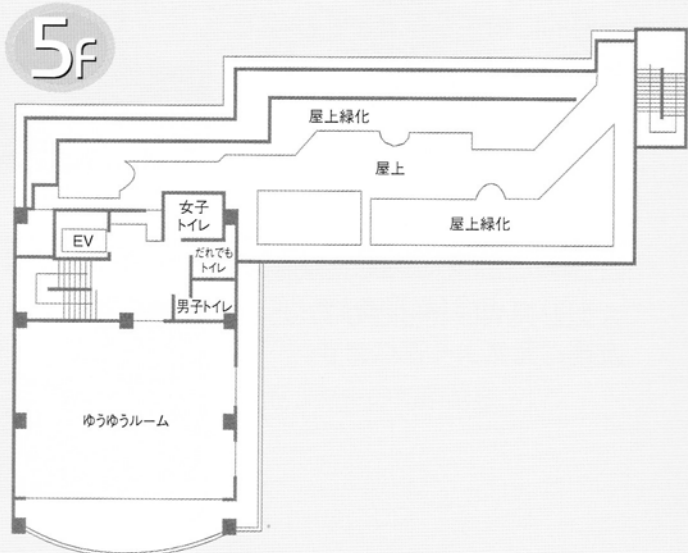
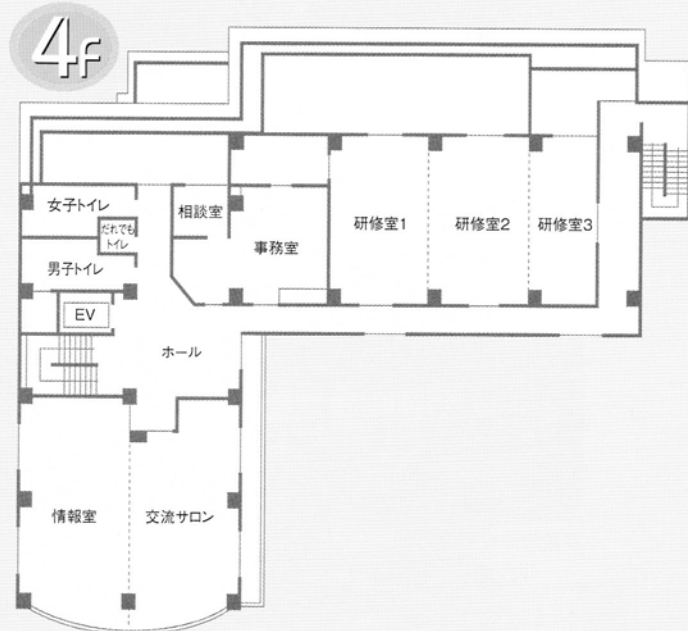
### 交流サロン・情報室 (4階)

交流サロンは市民の方、利用者の方々とのふれあいの場です。情報室は体操や旅行・福祉・趣味などの書籍があります。



### ゆうゆうルーム (5階)

転倒予防教室や尿失禁予防教室を行います。





事業シート（概要説明書）

予算事業名	地域介護予防事業（介護予防推進事業）			事業開始年度	平成18年度				
上位施策事業名	高齢者サービスの充実			担当部名	福祉保健部				
根拠法令等	地域支援事業実施要綱			担当課・係名	高齢者支援課・介護予防担当				
事務区分	■自治事務 □法定受託事務			作成責任者	峯尾達也				
実施の背景	介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年6月9日に制定され、平成18年4月1日から適用された「地域支援事業実施要綱」に基づき実施しています。								
目的 (何をどうしたいのか)	二次予防事業対象者に対して実施することを基本として、二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的としています。目的を達成するために、個々の対象者の心身の状況等に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施します。								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	65歳以上の介護認定を受けていない方			対象者数 (H24.4.1人口に対する割合)				
					39,225	人	( 15.6 % )		
	実施方法	■直接実施 ■業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者: 府中市地域包括支援センター 11か所) □補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: ) □貸付(貸付先: ) □その他( )							
	事業内容 (手段、手法など)	【二次予防事業対象者の把握】 65歳以上介護認定なし者に基本チェックリストを郵送により配布、回収し、二次予防事業対象者を把握 【通所型介護予防事業】 ・運動器の機能向上プログラム(ころばん体操教室) ・栄養改善及び口腔機能向上の複合プログラム(ひと口教室) ・認知機能低下予防プログラム(忘れん教室) ・うつ予防プログラム(はっぴー教室) ・尿失禁予防プログラム(女性のための体操教室) 1教室13回 体験教室及びフォロー教室の実施 【介護予防の普及啓発】 パンフレットの作成、配布 《利用料》 通所型介護予防事業 1教室1,000円							
関連事業 (同一目的事業等)	府中市立介護予防推進センターにおける介護予防事業・地域デイサービス事業								
コスト	24年度(予算)		23年度(決算)		22年度(決算)		21年度(決算)		
	事業費合計	173,047千円	146,917千円	183,534千円	189,326千円				
	事業費内訳 (平成23年度分)	【一次予防事業費】 需要費 介護予防啓発普及パンフレット等 607,702円 【二次予防事業費】 需要費 教室教材等 306,642円 役務費 基本チェックリスト郵送料等 10,012,915円 委託料 基本チェックリスト及び結果票印刷、封入・封緘等 8,651,257円 教室(ひと口・はっぴー)講師委託料 9,005,276円 教室運営委託料 97,375,500円 【介護予防推進事業費】 委託料 教室運営委託料 20,957,000円							
	担当正職員	1.9人	15,241千円	1.9人	15,421千円	2.95人	25,789千円	3.15人	29,451千円
	嘱託職員	0人	0千円	0人	0千円	0.4人	1,344千円	0.4人	1,331千円
	臨時職員等	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円
人件費合計	1.9人	15,421千円	1.9人	15,421千円	3.35人	27,133千円	3.55人	30,782千円	
総事業費	203,709千円		177,759千円		210,667千円		220,108千円		
財源内訳	国都支出金	56,461千円	46,561千円	50,742千円	70,437千円	地域支援事業交付金			
	地方債								
	その他特財	97,306千円	79,399千円	86,363千円	118,888千円	その他特財の内容 保険料・支払基金交付金・地域支援事業繰入金・利用料			
	一般財源	19,280千円	20,957千円	46,429千円	0千円				
	財源合計	171,688千円	146,917千円	183,534千円	189,326千円				

事業シート（概要説明書）

予算事業名		地域介護予防事業（介護予防推進事業）			事業開始年度	平成18年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		介護予防教室対象者数			人	13,259	17,741	7,619
		介護予防教室参加者延数			人	18,436	18,418	14,793
	介護予防教室数			教室	146	137	101	
単位当たりコスト	事業費	/	介護予防教室参加者延数	円	7,969	9,964	12,798	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	【介護予防教室参加者数】要介護状態に移行することを予防するために介護予防活動を継続する動機づけとなる教室参加数 【介護予防教室対象者に対する参加率】教室への参加を勧奨した対象者に対する参加率 【高齢者人口に対する参加率】地域支援事業実施要綱による概ね5%の目安に対する参加率						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		介護予防教室参加者数			人	1,834	1,664	1,296
		介護予防教室対象者に対する参加率			%	13.8	9.4	17.0
高齢者人口に対する参加率			%	3.0	2.0	1.3		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み、継続する動機づけとして、介護予防事業への参加者増を図る必要があり、そのためには、基本チェックリストの回収率を上げることが課題となる。 また、地域で介護予防に継続的に取り組むためには、介護予防の取組を支援する人材の育成と、それらの人材と関係機関・関係団体等のネットワーク化を図り、地域で介護予防に取り組める仕組みを充実することが必要である。 さらに、介護予防の効果は統計等の数値で表わすことが難しく、事業成果の数値化が困難であるが、介護予防教室参加者と未参加者の要介護状態への移行の比較分析・評価を実施し、事業効果の検証を予定している。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		※各市の実施状況は補足資料参照						
特記事項		・「地域支援事業実施要綱」の最終改正は平成24年4月1日であり、平成22年8月6日に二次予防事業対象者等の名称変更及び二次予防事象対象者の決定方法が改正された。 ・平成21年度の教室対象者は、基本チェックリスト送付及び対面式健診で抽出した。 ・平成23年度の介護予防教室は、1教室15回から13回に変更して実施した。						

事業シート（事業費内訳説明書）

予算事業名	地域介護予防事業（介護予防推進事業）	事業開始年度	平成18年度
上位施策事業名	高齢者サービスの充実	担当部名	福祉保健部
根拠法令等	地域支援事業実施要綱	担当課・係名	高齢者支援課・介護予防担当
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	峯尾達也

事業シートに記載のある介護予防推進事業の事業費は、介護保険特別会計と一般会計の合計額を記載しています。  
 介護保険会計では、市町村が事業を実施することにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業に対して、介護保険給付見込額の3%以内（それぞれの事業2%の範囲内）で地域支援事業交付金が交付されます。府中市では、「介護予防事業」として一次及び二次事業費、「包括的支援事業」として地域包括支援センター運営費の財源としています。介護予防事業における地域支援事業の財源構成は、国交付金25%、都交付金12.5%、市繰入金12.5%、第1号保険者の保険料21%、第2号保険者の保険料29%です。介護予防推進事業は、総事業費のうち介護特別会計の一次及び二次予防事業費で不足した分を一般会計で予算計上しています。  
 事業費は、各会計で計上していますが、事業は一体で行っているため、事業シートでは、事業全体を把握していただくため、2つの会計の合計を事業費としています。会計別の内訳は下記のとおりです。

コスト（一般会計分）	事業費		24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）		
	事業費合計		19,280千円		20,957千円		46,429千円		0千円		
	事業費内訳（平成23年度分）		【介護予防推進事業費】委託料 教室運営委託料 20,957,000円								
	人件費	担当正職員	1.9人	15,241千円	1.9人	15,421千円	2.95人	25,789千円	3.15人	29,451千円	
		嘱託職員	0人	0千円	0人	0千円	0.4人	1,344千円	0.4人	1,331千円	
臨時職員等		0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円		
人件費合計		1.9人	15,421千円	1.9人	15,421千円	3.35人	27,133千円	3.55人	30,782千円		
総事業費			34,701千円		70,179千円		73,562千円		30,782千円		

財源内訳	国都支出金		千円		千円		千円		千円	
	国都支出金の内容									
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	その他特財		千円		千円		千円		千円	
	その他特財の内容									
一般財源		19,280千円		20,957千円		46,429千円		0千円		
財源合計			19,280千円		20,957千円		46,429千円		0千円	

コスト（介護保険特別会計分）	事業費		24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）		
	事業費合計		153,767千円		125,960千円		137,105千円		189,326千円		
	事業費内訳（平成23年度分）		【一次予防事業費】 需要費 介護予防啓発普及パンフレット等 607,702円 【二次予防事業費】 需要費 教室教材等 306,642円 役務費 基本チェックリスト郵送料等 10,012,915円 委託料 基本チェックリスト及び結果票印刷、封入・封緘等 8,651,257円 教室講師委託料 9,005,276円 教室運営委託料 97,375,500円								
	人件費	担当正職員	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	
		嘱託職員	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	
臨時職員等		0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円		
人件費合計		0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円		
総事業費			153,767千円		125,960千円		137,105千円		189,326千円		

財源内訳	国都支出金		56,461千円		46,561千円		50,742千円		70,437千円	
	国都支出金の内容		地域支援事業交付金							
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	その他特財		97,306千円		79,399千円		86,363千円		118,888千円	
	その他特財の内容		保険料・支払基金交付金・地域支援事業繰入金・利用料							
一般財源		千円		千円		千円		0千円		
財源合計			153,767千円		125,960千円		137,105千円		189,326千円	

介護予防事業実施状況（平成23年度 地域支援事業の実施状況に関する調査）

厚生労働省に提出調査から抜粋

市名	人口 A	高齢者 人口 B	高齢者 人口率 B/A	要介護認定 者数 C	基本チェック リスト配布数 D	基本チェック リスト回答者 数 E	二次予防事 業対象者数 F	二次予防事 業参加者数 G	参加率 G/F	参加率 G/B	通所型介護予防教室参加者数						
											①	②	③	④	⑤	⑥	
八王子市	553,914	119,980	21.7%	20,547	104,238	53,797	1,999	153	7.7%	0.1%	4					149	①②③・①④
立川市	178,280	37,112	20.8%	6,288	29,599	25,788	15,310	53	0.3%	0.1%	5					47	①②③④
三鷹市	176,462	33,952	19.2%	6,466	28,249	23,480	6,727	164	2.4%	0.5%	207		134			132	①③④・②③
青梅市	139,410	31,571	22.6%	4,204	12,933	12,933	764	38	5.0%	0.1%	32				6		
昭島市	113,510	23,994	21.1%	4,176	17,738	9,403	1,063	54	5.1%	0.2%	48			6			
調布市	222,518	43,059	19.4%	8,002	17,843	15,128	3,870	74	1.9%	0.2%	38	8	27				
町田市	425,299	94,001	22.1%	15,343	69,380	42,188	8,406	260	3.1%	0.3%	156		39			98	①②③
小金井市	115,971	21,911	18.9%	4,174	17,649	12,912	2,852	70	2.5%	0.3%	70						
小平市	184,707	37,943	20.5%	6,190	31,310	23,672	6,171	315	5.1%	0.8%	227		40			120	①②③
日野市	175,885	38,449	21.9%	6,633	28,029	19,569	4,073	81	2.0%	0.2%	61		20				
東村山市	150,651	34,468	22.9%	6,103	23,597	13,620	1,283	50	3.9%	0.1%						50	①②③
武蔵村山市	70,740	14,967	21.2%	2,010	14,307	10,748	2,983	138	4.6%	0.9%	120	28	26				
国分寺市	116,895	23,026	19.7%	3,861	18,414	11,671	2,565	139	5.4%	0.6%	103					45	②③
国立市	74,625	14,671	19.7%	2,651	6,114	6,114	955	83	8.7%	0.6%	63		20				
福生市	59,421	12,400	20.9%	1,795	10,155	5,040	922	101	11.0%	0.8%	54	14	34				
狛江市	76,025	17,179	22.6%	3,045	14,397	6,914	441	98	22.2%	0.6%	61	3	34				
東大和市	84,609	18,902	22.3%	2,752	16,568	13,027	3,103	97	3.1%	0.5%	67					30	②③
清瀬市	74,062	18,296	24.7%	3,148	14,714	10,336	335	90	26.9%	0.5%	60		17				
稲城市	85,391	14,729	17.2%	2,046	13,268	8,481	1,681	129	7.7%	0.9%	70					59	
あきる野市	82,008	19,828	24.2%	2,317	16,126	7,904	304	34	11.2%	0.2%	10					19	①②③
羽村市	57,495	11,576	20.1%	1,516	5,147	5,147	715	71	9.9%	0.6%	41	4	25				
西東京市	197,729	41,222	20.8%	7,423	29,057	16,530	3,350	204	6.1%	0.5%	50					147	①②③
府中市	251,349	47,257	18.8%	8,032	41,145	23,441	12,962	994	7.7%	2.1%	506		273	95		160	②③

A：23年度末時点の人口（外国人を含む）

B：23年度末時点の高齢者人口（外国人を含む）

C：23年度末時点の要介護者数（第2号被保険者及び外国人を含む）

D：基本チェックリストを配布した実人数

E：基本チェックリストに回答した実人数

F：二次予防事業の対象者実人数

G：事業に参加した者の実人数

①運動器の機能向上プログラム ④認知機能の低下予防プログラム

②栄養改善プログラム ⑤うつ予防プログラム

③口腔機能の向上プログラム ⑥①～④の複合プログラム

# 各地域の介護予防拠点

## 介護予防健診の結果で参加できる「介護予防専門教室」

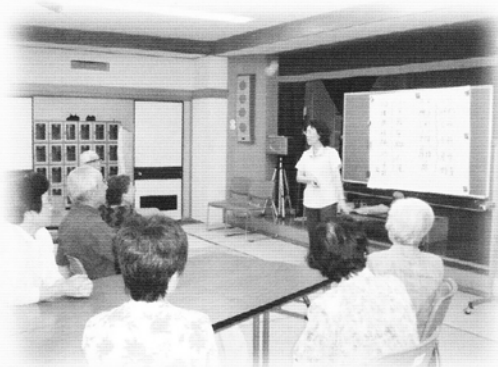
### ころばん体操教室

ストレッチ体操やゴムバンドを使った体操、レクリエーションなどを通して体力や筋力を向上し、転びにくい体づくりをします。



### 忘れん教室

日常生活の中でできる認知症予防の方法を楽しく学びます。気軽に取り組める活動です。また、体や脳の血流を高め、活性化する体操を毎回行います。



### はっぴー教室

こころの健康について考えたり、日ごろの生活を楽しむための方法などを参加者同士楽しく学びます。



### くち ひと口教室

お口や顔の体操、体のストレッチを行いながら、バランスの良い食事をするコツや、歯みがきなどお口のお手入れ方法を学び、楽しくおいしく食事が続けられるようにします。



### 女性のための体操教室

骨粗しょう症や、ちょっとした尿もれなど、女性特有の症状を体操で予防、改善します。

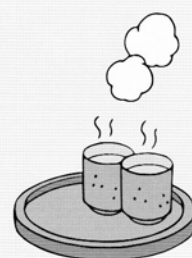


場 所	文化センターや地域の公会堂など
利 用 料	1教室 1,000円
利用期間	全13回(およそ4か月間) 週1回程度

## ほっとサロン

お体や気持ちの状況などで外出が少なくなっている方や、生きがいがづくりを必要とする方などが対象です。体操など様々な活動を行います。

場 所	文化センターや地域の公会堂など
利 用 料	月額 500円
利用期間	週1回程度



# 元気一番!! 介護予防拠点マップ

各介護予防拠点は、連携して介護予防事業をすすめています。



- 府中市の介護予防拠点
- 地域の介護予防拠点  
(介護予防コーディネーターがいます。)
- 市の介護予防担当部署

## 介護予防コーディネーターとは

地域の介護予防活動の調整役。  
介護予防のネットワークづくりや、介護予防講座、相談、自主グループの支援などを行っています。

府中市地域包括支援センター

### 泉苑

武蔵台1-10  
042-366-0171

〈担当地域〉  
武蔵台・北山町・西原町  
日鋼町・東芝町  
美好町(1・2丁目)

府中市地域包括支援センター

### 安立園

晴見町1-13-5  
042-367-0550

〈担当地域〉  
晴見町・幸町・府中町  
天神町・寿町

府中市地域包括支援センター

### 緑苑

緑町1-39-3  
042-367-6215

〈担当地域〉  
緑町・浅間町  
若松町(2・3・4・5丁目)

府中市地域包括支援センター

### しんまち

新町1-67-2-103  
042-340-5060

〈担当地域〉  
新町・栄町

府中市地域包括支援センター

### あさひ苑

朝日町3-17-1  
042-369-0080

〈担当地域〉  
多磨町・若松町(1丁目)  
紅葉丘・朝日町  
白糸台(1・2・3丁目)

府中市地域包括支援センター

### にしふ

西府町2-24-6  
042-360-1380

〈担当地域〉  
西府町・本宿町・日新町

### 府中市立介護予防推進センター

分梅町1-31  
042-330-2010

〈担当地域〉  
府中市全域

府中市地域包括支援センター

### よつや苑

四谷3-66  
042-334-8133

〈担当地域〉  
四谷・住吉町・分梅町  
美好町(3丁目)

府中市地域包括支援センター

### みなみ町

南町2-24-2  
042-336-1250

〈担当地域〉  
南町

府中市地域包括支援センター

### かたまち

片町2-14-5  
042-336-5831

〈担当地域〉  
片町・宮西町・宮町  
矢崎町・本町・日吉町

### 高齢者支援課

宮西町2-24  
(市役所1F)  
042-335-4117

府中市地域包括支援センター

### これまさ

是政2-38-1  
042-314-0451

〈担当地域〉  
是政・小柳町



お問合せは

府中市福祉保健部高齢者支援課 電話 **042-335-4117**

または、各介護予防拠点まで



事業シート（概要説明書）

予算事業名	有料ごみ収集管理費	事業開始年度	平成5年		
上位施策事業名	ごみの適正処理の推進	担当部名	環境安全部		
根拠法令等	府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例、条例施行規則	担当課・係名	ごみ減量推進課		
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	今坂英一		
実施の背景	廃棄物の処理及び清掃に関する法律にに基づき、市町村ではその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処理を行っている。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会に移行するため、排出者にも処理経費の一部を負担してもらおうと共に、行政・排出者が協力してリデュース・リユース・リサイクルの推進に努める必要がある。				
目的 (何をどうしたいのか)	経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民・事業者の意識を高め、循環型社会の形成、ごみの適正処理の推進を図る必要がある、その為の有料指定袋、粗大ごみシール等を作成・管理する必要がある。				
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	世帯数118,089 少量排出事業所数3,073 【H24.4.1現在】	対象者数 (H24.4.1人口に対する割合) 251,349 人 ( 100 % )		
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 府中市商店街連合会、三幸商事株式会社ほか)			
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体: )			
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	事業内容 (手段、手法など)	家庭や事業所からでるごみを収集にあたり、ごみを各家庭や各事業所から排出する場合、指定袋又はシールを購入して排出することになっており、指定袋(家庭系可燃・不燃はSSサイズ10円、Sサイズ20円、Mサイズ40円、Lサイズ80円、容器包装プラスチック用はSSサイズ5円、Sサイズ10円、Mサイズ20円、Lサイズ40円で販売、事業系用はMサイズ120円、Lサイズ250円で販売)や粗大ごみシールの作成及び取扱店での販売委託を行うほか、販売後の手数料納付事務などを行っています。 ・家庭系ごみ収集袋取り扱い店舗数 281店 ・事業系ごみ収集袋取り扱い店舗数 49店 ・粗大ごみシール販売取扱店舗数 18店			
関連事業 (同一目的事業等)	廃棄物収集運搬事業				
コスト	24年度(予算)      23年度(決算)      22年度(決算)      21年度(決算)				
	事業費合計	153,887千円	143,263千円	125,588千円	112,904千円
	事業費内訳 (平成23年度分)	委託料 ①家庭系有料袋作成・配送委託81,971,918円、②家庭系有料袋販売委託49,265,415円、③家庭系有料袋売上金収納システム保守845,460円、④事業系ごみ袋販売収納事務委託3,705,374円、⑤事業系有料袋販売取扱管理事務委託1,434,696円、⑥粗大ごみシール取扱手数料収納事務(協力店)2,728,909円、⑦粗大ごみシール取扱手数料収納事務(シルバー)833,244円 税還付金等 ⑧粗大ごみシール償還金82,750円 需要費 ⑨事業運営に伴う消耗品642,148円、⑩事業運営に伴う印刷製本費1,439,655円 役務費 ⑪事業運営に伴う郵便料306,640円			
	担当正職員	10.34人 83,919千円	11.34人 千円	12.34人 千円	12.76人 千円
	嘱託職員	2人 6,606千円	0.5人 千円	0.83人 千円	0.5人 千円
臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円	
人件費合計	12.34人 90,525千円	11.84人 93,687千円	13.17人 110,661千円	13.26人 120,963千円	
総事業費	244,412千円	236,950千円	236,249千円	233,867千円	
財源内訳	国都支出金	千円	千円	千円	千円
	国都支出金の内容				
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他特財	千円	143,263千円	125,588千円	112,904千円
	その他特財の内容	粗大ごみ処理手数料、事業系廃棄物処理手数料、家庭系廃棄物処理手数料			
一般財源	244,412千円	千円	千円	千円	
財源合計	244,412千円	143,263千円	125,588千円	112,904千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		有料ごみ収集管理費			事業開始年度		平成5年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		家庭系有料袋販売			枚	16,456,399	15,698,250	8,753,500
		事業系有料指定袋販売			枚	134,620	144,560	101,796
		粗大ごみシール販売			枚	292,317	271,227	283,287
	単位当たりコスト	家庭系有料袋売上	/	家庭系有料袋販売枚数	円	8	7	12
		事業系有料指定袋売上	/	事業系有料指定袋販売枚数	円	38	51	31
		粗大ごみシール売上	/	粗大ごみシール販売枚数	円	12	12	12
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	本市では、ごみ減量50%削減・リサイクル率の日本一の目標を掲げており、市民・事業者との協働によるごみ減量を展開し、目標達成を目指すとともに、循環型社会の実現を図る。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		ごみ量50%削減（平成13年度比）			%	36	38	16
		リサイクル率			%	42	43	38
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>【ごみ収集袋の導入前の課題】ダストボックスによるごみ収集を行っていた為、外からごみが見えず、分別が徹底されなかった。また、事業者や他市からの不法投棄が多く、ごみ減量が進まない状況にあった。</p> <p>【導入後の効果と課題】平成13年度比でごみ50%削減、リサイクル率日本一を目標にごみ有料化・戸別収集を導入したが、2年が経過し、ややリバウンド傾向にある。</p> <p>【解消に向けた取組みや方向性】有料化・戸別収集によりごみ減量・リサイクル率向上については一定の効果が継続的な事業展開により、さらなるごみ減量、リサイクルの推進を図るとともに、より良いごみ減量施策を検討していく必要がある。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>多摩26市では他に18市で家庭ごみの有料化を実施している。粗大ごみについては、全市で有料化を実施している。</p> <p>多摩地域の1人1日あたりのごみ量ベスト10（平成22年度）</p> <p>1位 府中市 537.3g、2位 西東京市 577.4g、3位 東村山市 578.1g、4位 町田市 581.9g、5位 多摩市 586.2g、6位 清瀬市 587.5g、7位 八王子市 590.1g、8位 日野市 595.9g、9位 小金井市 603.3g、10位 三鷹市 606.7g</p>							
特記事項	平成5年粗大ごみ有料化、平成9年事業系ごみ全面有料化、平成22年家庭ごみ有料化・戸別収集開始							



## 有料種別ごとの委託料と手数料収入の推移

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村ではその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処理しなくてはならないが、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指すうえで、経済的インセンティブによるごみの発生抑制を促進するとともに、地方自治法に基づきサービスの利用割合による負担の公平性を保つ観点から、平成22年2月2日より家庭ごみの有料化を実施。  
なお、粗大ごみについては平成5年、事業系可燃ごみについては平成9年より有料化を実施。

### 家庭用有料指定袋

【歳出】家庭系有料指定袋作成・受注・配送委託料		家庭ごみ処理の手数料を徴収するための有料指定袋の作成、各取扱店舗からの発注に応じての配送、在庫の管理の委託業務に係る委託料。
平成21	50,262,396円	
平成22	61,862,898円	
平成23	81,971,918円	

【歳出】家庭系有料指定袋販売委託		家庭用有料指定袋を販売している市内約280店舗への委託料。金額は販売額の1割と消費税。 1箱(50本入、可燃L・不燃Lについては25本入)単位での買取方式。入金確認後、委託料を支払っている。
平成21	29,261,400円	
平成22	45,563,161円	
平成23	49,265,415円	

【歳入】家庭系廃棄物処理手数料		有料指定袋の販売を行い徴収したごみ処理手数料の収入金額。手数料の料金設定は、可燃・不燃は2円/ℓ、容器包装プラは1円/ℓ。サイズ展開はSS(5ℓ)、S(10ℓ)、M(20ℓ)、L(40ℓ)の4種類。
平成21	278,678,000円	
平成22	433,919,090円	
平成23	469,168,090円	

### 事業系有料指定袋

【歳出】事業系指定袋作成		事業系ごみ処理の手数料徴収のための指定袋作成費用。平成9年からの可燃ごみに加え、平成22年より不燃、容器包装プラについても指定袋による収集を開始。(1日平均10kg未満の少量排出事業所が対象)
平成21	0円	
平成22	1,993,320円	
平成23	463,050円	

【歳出】事業系ごみ袋販売委託		府中市商店街連合会への販売委託料。実際の販売店舗は市内49店舗。 委託料については、Mサイズ18円/1枚、Lサイズ37円/1枚。
平成21	0円	
平成22	1,993,320円	
平成23	463,050円	

【歳入】事業系廃棄物処理手数料		有料指定袋の販売を行い徴収したごみ処理手数料の収入金額。 手数料の料金設定は、可燃・不燃・容器包装プラともにMサイズ(23ℓ)120円/1枚、Lサイズ(45ℓ)250円/1枚。
平成21	20,455,700円	
平成22	24,996,300円	
平成23	23,742,900円	

### 粗大ごみシール

【歳出】粗大ごみシール作成費		粗大ごみ処理手数料を徴収するためのシールの作成に係る経費。在庫の状況により発注するため、平成22年度は作成していない。 200円、500円、1000円、2000円、3000円の5種類。
平成21	1,519,350円	
平成22	0円	
平成23	507,150円	

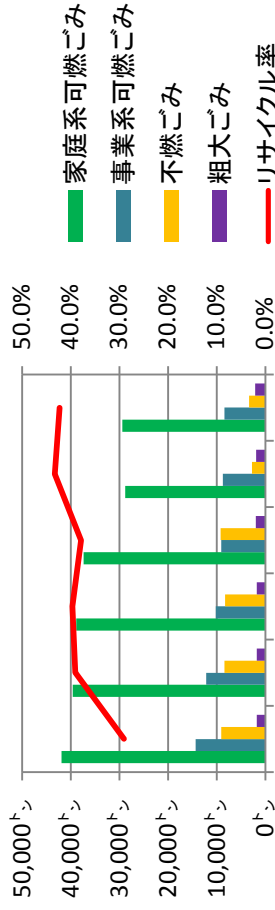
【歳出】粗大ごみシール販売委託		粗大ごみシール販売店への委託料。 委託料は月額3000円+シール販売金額の1割と消費税。 月ごとの売上金額確定後、取扱店からの入金を確認した後に委託料の支払。
平成21	3,391,748円	
平成22	3,147,014円	
平成23	3,562,153円	

【歳入】粗大ごみ処理手数料		市民の方から粗大ごみの排出に伴い徴収した処理手数料。 平成19年度から実施している直接搬入の場合は手数料半額。
平成21	109,564,700円	
平成22	102,029,650円	
平成23	110,745,400円	

## ごみ量とリサイクル率の推移

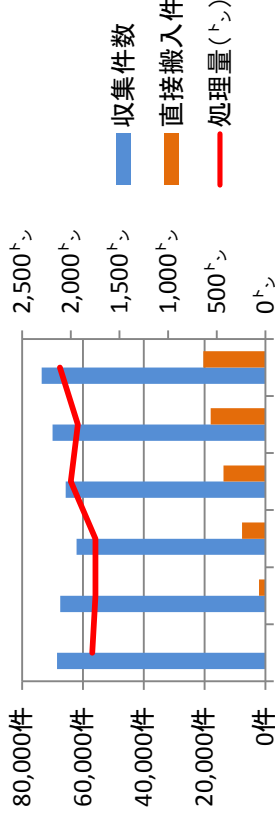
区分	家庭系可燃ごみ	事業系可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ごみ量合計	H13年度比	リサイクル率
H18	41,917 <sup>ト</sup>	14,329 <sup>ト</sup>	9,070 <sup>ト</sup>	1,781 <sup>ト</sup>	67,097 <sup>ト</sup>	-1.9%	29.1%
H19	39,615 <sup>ト</sup>	12,169 <sup>ト</sup>	8,446 <sup>ト</sup>	1,748 <sup>ト</sup>	61,978 <sup>ト</sup>	-9.4%	39.1%
H20	38,849 <sup>ト</sup>	10,202 <sup>ト</sup>	8,271 <sup>ト</sup>	1,749 <sup>ト</sup>	59,071 <sup>ト</sup>	-13.6%	39.7%
H21	37,369 <sup>ト</sup>	9,109 <sup>ト</sup>	9,205 <sup>ト</sup>	2,000 <sup>ト</sup>	57,683 <sup>ト</sup>	-15.7%	37.9%
H22	28,821 <sup>ト</sup>	8,759 <sup>ト</sup>	2,787 <sup>ト</sup>	1,928 <sup>ト</sup>	42,295 <sup>ト</sup>	-38.2%	43.3%
H23	29,410 <sup>ト</sup>	8,444 <sup>ト</sup>	3,356 <sup>ト</sup>	2,112 <sup>ト</sup>	43,322 <sup>ト</sup>	-36.7%	42.3%

## ごみ量とリサイクル率の推移



H18 H19 H20 H21 H22 H23

## 粗大ごみ処理件数と処理量の推移



H18 H19 H20 H21 H22 H23

## 粗大ごみ量の推移

区分	収集件数	直接搬入件数	収集量	直接搬入量	処理量 (ト)
H18	68,546件	-	1,781 <sup>ト</sup>	-	1,781 <sup>ト</sup>
H19	67,504件	2,138件	-	-	1,748 <sup>ト</sup>
H20	62,055件	7,705件	1,478 <sup>ト</sup>	271 <sup>ト</sup>	1,749 <sup>ト</sup>
H21	65,673件	13,836件	1,556 <sup>ト</sup>	444 <sup>ト</sup>	2,000 <sup>ト</sup>
H22	69,973件	17,959件	1,477 <sup>ト</sup>	451 <sup>ト</sup>	1,928 <sup>ト</sup>
H23	73,582件	20,472件	1,590 <sup>ト</sup>	522 <sup>ト</sup>	2,112 <sup>ト</sup>

※平成19年度の直接搬入量は未集計

昭和31年ごみ収集事業開始当初は厨芥と混合塵芥のみであったが、昭和40年より不燃ごみ、粗大ごみの収集を開始。平成5年より粗大ごみ有料化。平成9年より少量排出事業所からの可燃ごみを有料化。平成19年より粗大ごみ直接搬入受付の開始。平成22年より家庭ごみの指定収集袋による有料化・戸別収集を実施。

家庭ごみ(少量排出事業所含む)については、有料化・戸別収集の実施により一定のごみ減量効果が表れているが、分別が徹底され、ごみ処理手数料徴収によりごみの排出が抑制されている現状で、今以上にごみ減量を推進していくには市町村単位の施策のみでは難しいレベルにまで到達していると考えられる。

法律等の改正により根本的に今日の物流を見直し、使用済製品の回収や廃棄、リサイクル等のシステムを再構築することにより、生産者がより環境的側面を配慮した製品を設計するようインセンティブを働かせていく事などが必要であると考えられる。

また、粗大ごみについては直接搬入の受付開始等による利便性の向上により、排出量が年々増加傾向にある。今後は粗大ごみの減量を進めるうえでも排出制限や手数料の見直し等の対策を講じる必要があると考えられる。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	リサイクル推進事業	事業開始年度	平成6年度							
上位施策事業名	ごみ減量化・資源化の推進	担当部名	環境安全部							
根拠法令等		担当課名	ごみ減量推進課							
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	今坂英一							
実施の背景	近年の地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題への取組みが求められており、その一環として、ごみ減量とリサイクルを推進するため平成22年2月2日からダストボックスを撤去し、家庭ごみの有料化、戸別収集を実施した。しかしながら、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するために、市民や事業者等への啓発活動が必要不可欠である。									
目的 (何をどうしたいのか)	ごみ減量・リサイクルを推進するためには、ごみを排出する市民や事業者の理解と協力が大変重要であり、そのための各種リサイクル推進事業を実施する。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	世帯数118,089 少量排出事業所数3,073 【H24.4.1現在】	対象者数 (H24.4.1人口に対する割合) 251,349 人 ( 100 % )							
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施								
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: シルバー人材センター、トムラ・ジャパン(株))								
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: ) 実施主体: )								
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル減容等の選別・運転作業委託…市民から排出されたペットボトルを再資源化するために、容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物とするための中間処理を行う。</li> <li>・家具再生業務委託…粗大ごみとして収集された家具のうち、再利用できるものについて補修等をし再生している</li> <li>・自転車再生業務委託…ごみとして搬入された自転車について、再生できるものや部品を使いリサイクル自転車を作製し輪業組合の検査を受ける。</li> <li>・庁内OA廃棄紙等再生事業搬送委託…市役所の業務で使用した紙ごみについて収集、再資源化工場に搬送する。</li> <li>・ペットボトル店頭回収システム委託…市内スーパー10店舗で専用の回収機器を設置し、市民がペットボトルを投入し、ペレット化された再資源化原料を収集し再資源化工場に搬送する。</li> </ul>									
関連事業 (同一目的事業等)	ごみ減量推進事業、ごみ減量運動啓発事業、リサイクル用品活用事業など									
コスト	24年度 (予算)		23年度 (決算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)			
	事業費合計		30,170千円		26,030千円		21,545千円		22,169千円	
	事業費内訳 (平成23年度分)		委託料 ①ペットボトル減容等の選別委託8,966,925円②ペットボトル減容等の選別委託運転作業含む)1,435,200円③家具再生業務委託1,827,870円④自転車再生業務委託3,721,860円⑤庁内OA廃棄紙等再生事業搬送委託5,995円⑥ペットボトル減容器保守点検委託その1 858,900円⑦ペットボトル減容器保守点検委託その2 451,500円⑧自転車搬送委託300,150円⑩ペットボトル店頭回収システム委託7,859,751円							
	人件費	担当正職員	1.76人	14,284千円	1.67人	13,554千円	1.94人	16,959千円	2.36人	22,065千円
		嘱託職員		千円		千円		千円		千円
臨時職員等			千円		千円		千円		千円	
人件費合計		1.76人	14,284千円	1.67人	13,554千円	1.94人	16,959千円	2.36人	22,065千円	
総事業費		44,454千円		39,584千円		38,504千円		44,234千円		
財源内訳	国都支出金			2,830千円		2,830千円				
	国都支出金の内容		市町村総合交付金							
	地方債									
	その他特財	877千円		1,329千円		1,261千円		1,547千円		
	その他特財の内容		有価物売払収入							
一般財源	43,577千円		35,425千円		34,413千円		42,687千円			
財源合計		44,454千円		39,584千円		38,504千円		44,234千円		

事業シート（概要説明書）

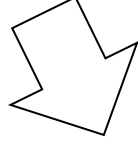
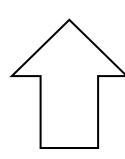
予算事業名		リサイクル推進事業			事業開始年度	平成6年度										
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度								
		再生家具販売実績			点	586	521	700								
		リサイクル自転車販売実績			点	312	289	288								
	ペットボトル店頭回収システム実績			本	3,860,933	1,690,347	-									
	単位当たりコスト	再生家具事業費	/	再生家具実績	円	3,119	3,370	3,082								
		リサイクル自転車事業費	/	リサイクル自転車実績	円	11,929	12,333	12,200								
		店頭回収事業費	/	店頭回収実績	円	0	0	-								
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	本市では、ごみ50%削減・リサイクル率の日本一の目標を掲げており、市民・事業者との協働によるごみ減量を展開し、目標達成を目指すとともに、循環型社会の実現を図る。														
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度								
		ごみ量50%削減（平成13年度比）			%	36	38	16								
		リサイクル率			%	42	43	38								
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>リサイクル率の向上に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出時により分別の徹底を図る必要があること</li> <li>・再生家具・自転車等は、ごみとして排出せずリサイクルショップ等へ持ち込むなどリサイクルしていく。</li> <li>・これまでのリサイクル推進事業の課題としては、容器包装プラスチック、ペットボトル等の水洗いの徹底で高品質の資源としたい。</li> <li>・リサイクル率日本一となるための課題は、現在ごみとして焼却処分している中からリサイクル出来るものを探す。（リサイクル率が48%で日本一 21年度の実績で環境省が算出）</li> </ul> <p>ごみ減量・リサイクルを推進し、循環型社会を形成するためには、市民・事業者の理解・協力が不可欠であるため、現在のリサイクル推進事業を土台にして、さらなる分別・リサイクルが必要である。</p>															
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>多摩地域のリサイクル率ベスト10（平成22年度）</p> <p>1位 小金井市 51.7%、2位 調布市 50.6%、3位 三鷹市 45.8%、4位 府中市 43.3%、東村山市 43.3%、6位 西東京市 41.8%、7位 国分寺市 41.4%、8位 武蔵野市 38.3%、9位 東久留米市 38.1%、10位 羽村市 37.9%</p>															
特記事項	<p>平成5年粗大ごみ有料化、平成9年事業系ごみ全面有料化、平成22年家庭ごみ有料化・戸別収集開始。</p> <p>■リサイクルプラザ管理運営費（平成23年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>業務運営委託料</td> <td>308,254千円</td> </tr> <tr> <td>管理委託料</td> <td>55,673千円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費及び燃料費</td> <td>31,745千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td>46,711千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>442,383千円</td> </tr> </table>						業務運営委託料	308,254千円	管理委託料	55,673千円	光熱水費及び燃料費	31,745千円	諸経費	46,711千円	合計	442,383千円
業務運営委託料	308,254千円															
管理委託料	55,673千円															
光熱水費及び燃料費	31,745千円															
諸経費	46,711千円															
合計	442,383千円															



## ■再生家具販売の流れ

### 1 収集作業

市内の家庭から排出され、市が収集した家具などの粗大ごみについては、リサイクルプラザに搬入されます。修理などにより再利用が可能な家具などを選別します。再利用が難しい家具については、廃棄処分されます。



### 2 リサイクルプラザでの家具再生作業

選別された家具については、シルバー人材センターに委託し、修理や塗装などにより、再生作業を行います。



### 3 リサイクルプラザ及びリサちゃんショップけやきでの販売

リサイクルプラザで再生した家具は、府中駅高架下のリサちゃんショップけやきで販売されます。また、年1回3月に不定期ですが、リサイクルプラザでも販売することがあります。



## ■リサイクル自転車販売の流れ

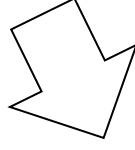
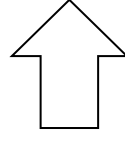
### 1 収集作業

粗大ごみとして搬入された自転車。



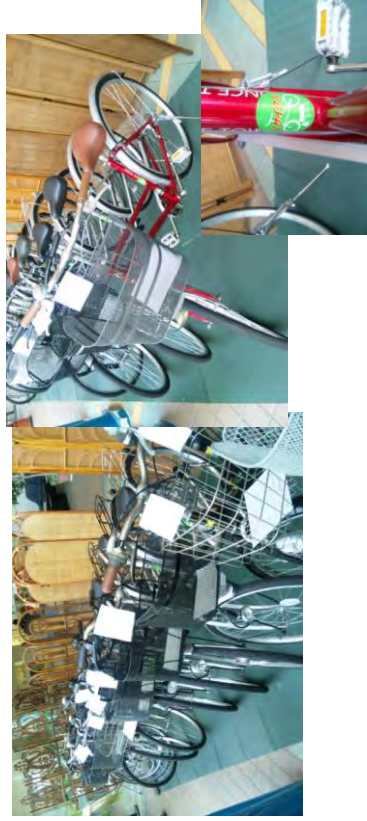
### 2 リサイクルプラザでの自転車再生作業

修理により再利用が可能な自転車については、シルバー人材センターに委託し、修理や塗装などにより、再生作業を行います。



### 3 リサイクルプラザ及び市内協力自転車販売店での販売

リサイクルプラザで再生した自転車は、市内協力自転車販売店で販売されます。

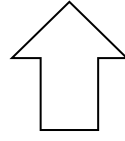




## ■ペットボトル回収の流れ

### 1 回収作業

2週に1回のペットボトル（キャップを取り、ラベルをはがし、つぶされた）の収集日にリサイクルプラザに搬入されます。

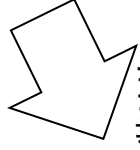


2 リサイクルプラザでの減容処理作業  
回収されたペットボトルは、手選別にて、キャップ取り、ラベルはがし、異物除去等を行います。



### 3 減容処理後

完成したベール品は、ストックヤードに保管され、公益法人容器包装リサイクル協会と契約した業者へ搬出されます。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	健康増進事業	事業開始年度	昭和62年度											
上位施策事業名	健康づくりの支援	担当部名	福祉保健部											
根拠法令等	府中市保健センター条例	担当課・係名	健康推進課											
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	松下 民夫											
実施の背景	適切な運動を通して、より健康で豊かな生活を支援し、生活習慣病の予防を図る。													
目的 (何をどうしたいのか)	個人の生活・栄養・運動状況に合わせた運動プログラムにそった実践指導を実施することにより、生活習慣病の予防の一助とするとともに、健康の維持と増進を支援する。													
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	成人（20歳以上） ※表の値は市民のみの対象者数（市勤・市外は除く）	対象者数（H24.4.1人口に対する割合） 201,313 人 ( 81.5 % )											
	実施方法	□直接実施												
		■業務委託 又は □指定管理（委託先又は指定管理者：東京体育機器㈱・判定医）												
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）												
	事業内容 (手段、手法など)	□貸付（貸付先： ） □その他（ ）												
<p>【健康度測定】月4回程度、火または水曜日に実施（予約制）1回上限6名まで受診。午後1時～4時。測定項目…尿検査・血圧検査・血液検査・身体測定・肺機能検査・体脂肪測定・心電図（安静時・負荷時）医師問診・体力測定 目的…トレーニング室の利用申込者に対し、利用の可否を医師により判定する。</p> <p>【運動実践指導】トレーニング室で運動指導員の指導により個別に運動プログラムを組み実践する。初回利用時のみ予約による利用説明会を行う。2時間ごとに設定した時間枠を1回の利用とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用料金</td> <td>市民</td> <td>市内勤務者</td> <td>市外在住者</td> </tr> <tr> <td>健康度測定</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室（1回）</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>900円</td> </tr> </table> <p>【その他】運動実践と並行し、希望者に対して保健師による生活相談・栄養士による食生活相談などを行う。</p>			利用料金	市民	市内勤務者	市外在住者	健康度測定	2,000円	3,000円	9,000円	トレーニング室（1回）	300円	400円	900円
利用料金	市民	市内勤務者	市外在住者											
健康度測定	2,000円	3,000円	9,000円											
トレーニング室（1回）	300円	400円	900円											
関連事業														
コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）							
	事業費合計	18,559千円	17,665千円	18,213千円	18,884千円									
	事業費内訳 (平成23年度分)	[需用費] 713 (内訳) { 消耗品 622 物品 91 } (単位・千円)		[役務費] 16 (内訳) { 郵便 14 手数 2 } (単位・千円)		[委託料] 16,936 (内訳) { 事務 16,936 } (単位・千円)								
		担当正職員	1.96人 15,908千円	1.96人 15,908千円	2.01人 17,571千円	2.2人 20,569千円								
		嘱託職員	0人 千円	0人 0千円	0人 0千円	0人 0千円								
	臨時職員等	2.5人 1,160千円	2.5人 820千円	2.5人 774千円	2.5人 908千円									
	人件費合計	4.46人 17,068千円	4.46人 16,728千円	4.51人 18,345千円	4.7人 21,477千円									
	総事業費	35,627千円	34,393千円	36,558千円	40,361千円									
	財源 内訳	国都支出金												
		国都支出金の内容												
地方債														
その他特財		4,442千円	4,654千円	4,059千円	4,077千円									
その他特財の内容		健康増進指導使用料												
一般財源	31,185千円	29,739千円	32,499千円	36,284千円										
財源合計	35,627千円	34,393千円	36,558千円	40,361千円										



事業シート（概要説明書）

予算事業名		健康増進事業			事業開始年度		昭和62年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		健康度測定年間実施数			日	42	41	44
		トレーニング室年間開室日数			日	323	330	329
	単位当たりコスト	健康増進事業費（測定分）	／	健康度測定年間実施数	円	109,041	111,906	122,159
		健康増進事業費（トレーニング室分）	／	トレーニング室年間開室日数	円	43,049	43,630	43,818
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	トレーニング室の利用者が年々増加していることから、運動の習慣化が促進され、市民の健康の維持と増進のための一助となっていると考えられる。 平成22年度時点での成果目標 健康度測定年間利用者数目標値…225人（平成25年度を目標） トレーニング室年間利用者数…11,545人（平成25年度を目標）						
		【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		健康度測定年間利用者数			人	148	133	163
		トレーニング室年間利用者数（延べ人数）			人	14,643	12,955	11,968
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>トレーニング室の利用の可否を判断するための健康度測定の受診者数については、ほぼ横ばいであるが、トレーニング室の利用者数を平成21年度と平成23年度で比較すると、22.4%の増となっており、年々増加している。健康増進事業は、運動だけでなく、保健師との生活相談や栄養士との食生活相談など、様々な面から市民の健康の維持をサポートすることにより、市民の健康の維持と増進を支援することを目的としているが、こうした相談はあまり活用されておらず、現状では、運動実践に重点が置かれた事業実態となっている。</p> <p>健康づくりにおいては、「身体活動・運動」も重要な分野ではあるが、それに偏ることなく「健康の自己管理」や「栄養・食生活」などの分野についてもバランスよく取り組んでいくことが必要であることから、現在、健康増進事業の見直しを行っている。</p> <p>トレーニング室については、利用の可否を判断している健康度測定を廃止し、自主的に健康づくり活動を行う元気いっぱいサポーターの登録者や健康教室事業の参加者など、健康づくりに関心を持つ方であれば利用できるようにするなど、利用の拡大を一層促進するとともに、トレーニング室は健康増進室に変更し、市からの健康情報発信の場所、地域で仲間といっしょに健康づくりに取り組む場所など、運動実践に偏ることのない、健康の保持や増進のための場所として活用することなどを検討しており、平成25年度からの変更を予定している。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	府中市のように、トレーニング室の利用の可否について、市が委託した医師により利用の可否を判定している近隣自治体はなく、当日の血圧測定、簡易な問診により、利用者の自己責任において利用を可としている自治体が多い。 <近隣自治体での事業実施状況> ①利用料金を徴収し、トレーニング室等で運動を実践（2市） ②運動教室・健康講座等を実施（16市） ③実施していない（7市）							
特記事項								



# 健康増進のおすすめ

健康増進事業では、運動、栄養、日常生活習慣を通じて、より健康で豊かな生活を支援します。

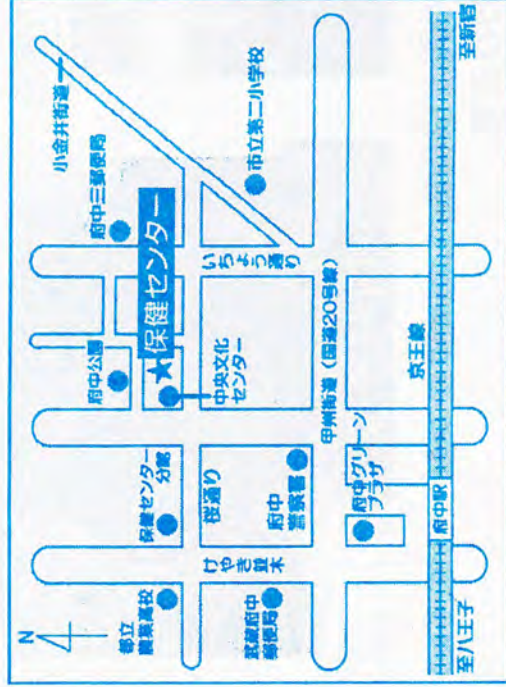
※ ただし、心臓病や高血圧などで加療中の方は主治医とご相談ください。すでに体調が悪い、治療中で病状が安定していないなど、受診前より症状がある方は先に医療機関での受診をおすすめします。

体調など良好でない場合、心配のある場合は必ず事前にご連絡ください。

※ 次の方は、健康度測定及びトレーニング室のご利用はできません。

- ① 病状・体調が安定されていない方
- ② 利用に際し、個別対応が必要な方
- ③ 妊娠中の方もしくは妊娠している可能性のある方
- ④ 治療や術後のリハビリを目的とした利用をお考えの方

## ■ 保健センター案内図



# ご利用にあたって

- 20歳以上の方がご利用できます。
- 病気療養中の方はご相談ください。
- 予約制となっておりますので、あらかじめお申し込みください。
- トレーニング室利用者は、年に1度必ず健康度測定を受診してください。

## ■ 測定日

火・水曜日の指定日の午後1時から

## ■ 料金

	市内居住の方	市内勤務の方	市外居住の方
健康度測定	2,000円	3,000円	9,000円
人間ドック受診者※	免除	免除	免除
トレーニング料	300円	400円	900円

※ 3ヶ月以内に保健センターで行っている総合健康診査（人間ドック）を受診された方は、健康度測定の一部の健診項目及び料金が免除になります。

# お申し込み方法

お電話または保健センター内事務室窓口にて受け付けております。

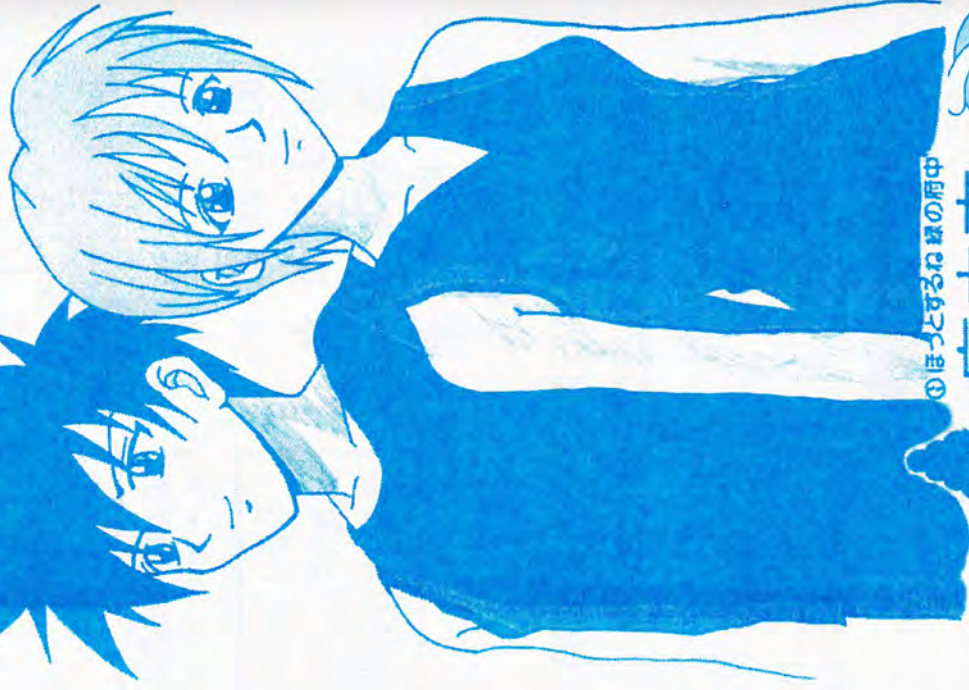
府中市保健センター

府中市府中町2-25

TEL 042-368-5338

## 健康増進事業

# トレーニング室 利用のご案内



①ほづとずるね緑の府中

府中市



1270

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

府中市健康増進事業課  
健康ふち・う21



# 健康増進・トレーニング室からトレーニング室までの流れ

健康増進・トレーニング室  
を利用したい!!

◆お申し込み◆  
電話または保健センター  
事務所窓口にて受付

年に1回又は必要時に必ず  
再測定を行ってください。

◆運動実践・相談◆

## 保健センター3階トレーニング室



各部位を強化  
筋力系マシン



7kgのウェイト



反射神経と持スク力  
ウルトラシューナー



無理なくスイスイ  
エアロバイク

協力医療機関：榊原記念病院

「☆」が付いている項目は、  
人間ドック受診者コースでは  
免除になります。

◆健康度測定◆

- 尿 検 査 ☆
- 血 圧 測 定 ☆
- 血 液 検 査 ☆
- 身 体 測 定 ☆
- 肺 機 能 ☆
- 体脂肪測定
- 心 電 図 (安静時☆・負荷時)
- 運動指導員・医師との問診
- 体力測定

◆ドクター面談◆

健康度測定の結果により必要な方または希望される  
方に対して、医師との面談を行います。

運動だけでなく、様々な面から  
健康をサポートします。

- 保健師との生活相談
- 栄養士との食生活相談
- 食生活セミナーの実施



腕と足を同時に  
強化の新型マシン  
レッグス

要医療

トレーニング室の開室日程表は、保健センターにて、  
月ごとに配布しております。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	歯の衛生週間検診費		事業開始年度	昭和35年						
上位施策事業名	歯科検診事業		担当部名	福祉保健部						
根拠法令等	歯の衛生週間実施要領（都）、健康増進法		担当課・係名	健康推進課成人保健係						
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	松下 民夫						
実施の背景	昭3年～13年まで日本歯科医師会が6/4を「虫歯予防デー」として実施、その後名称を変えながら、昭33年から現在の歯の衛生週間として厚労省、文科省、日本歯科医師会が実施。本市では、当初文化センターなどで歯科医師による健診を実施していたが、市内歯科医院の数が増えたことから各医院での実施へと変遷した。その後、平成元年から国は「8020（ハチマルニイマル）運動」（80歳以上で20本以上の歯を持つ）を推進して、現在も引き続き同運動を継承している。本市では、平成元年から成人歯科健診を併せて実施し、「8020運動」の推進に取り組んでいる。									
目的 (何をどうしたいのか)	歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することで、「一生自分の歯で食べる」ことのできる状態の市民を増やす。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	全市民			対象者数 (H24.4.1人口に対する割合)					
					247,126 人 ( 100 % )					
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：府中市歯科医師会 ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先： 実施主体： ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
	事業内容 (手段、手法など)	府中市歯科医師会に事業委託。毎年6月の「歯の衛生週間」(6/4～6/10)期間内の金・土(2日間)に市内協力医療機関で無料の歯科健診を実施。広報や他事業開催時にチラシ配布等で周知し、実施日に市民が直接歯科で受診する。歯科医院では、市が配布する健診票に基づき歯の状況を点検し、歯周病・歯石の有無、清掃状況の確認を行う。結果についてはその場で受診者に手渡しし、その後の歯の衛生に対して意識を高めるきっかけとする。								
関連事業 (同一目的事業等)	成人歯科健診(30歳以上任意)[広報で募集。40・50・60～64・65～70歳には勧奨通知]、乳幼児歯科健診(1歳6ヶ月健診時・3歳児健診時)、2歳・2歳半・4歳・5歳対象に任意の健診[広報で募集]									
コスト			24年度(予算)	23年度(決算)	22年度(決算)	21年度(決算)				
	事業費合計		11,489千円	11,469千円	11,415千円	11,520千円				
	事業費内訳 (平成23年度分)	需用費(ポスター、受診票の印刷作成) 87,412円 委託料(市内歯科医院109医院・2日間) 11,381,650円								
	人件費	担当正職員	0.29人	2,354千円	0.29人	2,354千円	0.29人	2,536千円	0.30人	2,805千円
		嘱託職員								
		臨時職員等	2.00人	11千円	2.00人	11千円	2.00人	11千円	2.00人	11千円
人件費合計		2.29人	2,365千円	2.29人	2,365千円	2.29人	2,547千円	2.30人	2,816千円	
総事業費		13,854千円		13,834千円		13,962千円		14,336千円		
財源内訳	国都支出金									
	国都支出金の内容									
	地方債									
	その他特財									
	その他特財の内容									
	一般財源		13,854千円		13,834千円		13,962千円		14,336千円	
財源合計		13,854千円		13,834千円		13,962千円		14,336千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		歯の衛生週間検診費			事業開始年度		昭和35年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		無料健診受診者数			人	1,305	1,277	1,272
		受診者における健康な歯であると診断された人数			人	254 (19.4%)	255 (19.9%)	283 (22.2%)
	単位当たりコスト	総事業費	/	受診者数	円	10,600	10,933	11,270
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	平成元年以降は歯の衛生週間健診のほかに、成人歯科健診（歯科医師会へ委託）を実施。成人歯科健診実施に伴って実施したアンケート結果をもとに、本市の歯と口腔の健康状態についての基準とする。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		80歳の現在歯数（平均）			本	19.45	17.75	16.75
		今の歯の状態に満足している割合（40～60歳代）			%	44.00%	33.41%	33.88%
成人歯科健診受診率（40～60歳代）			%	13.05%	13.90%	13.60%		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>現状の健診方法では、今の歯の状況を知ることはできるが、実施目的である歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着については効果が期待しにくい状況であると認識している。加えて、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく厚労省専門委員会からは、口腔の健康の保持・増進等のための取組を効果的にするためにはライフステージごとの特性を踏まえることが重要であると報告されているが、本事業においては全員一律の健診内容であることから、ライフステージごとの異なる対応は期待できない。また、同報告の中で歯科口腔保健推進に必要な指標として「過去1年間に歯科健診を受診した者の増加」を挙げていることから、ライフステージごとに異なる健診内容を実施している成人歯科健診（30歳以上対象）と本事業との重複実施の必要性は低いと考えられる。</p> <p>これらのことから、歯科口腔に関する普及啓発に重点をおいた事業への変換が必要であると考え。ただし、本事業は全ての年齢を対象にしており、見直しの課題としては、成人歯科健診でカバーしない19～29歳（0歳～18歳までは、各ライフステージで何らかの健診を受けている可能性が高いと想定できる）に対する働きかけを検討する必要があると認識している。</p>						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>歯の衛生週間に伴う歯科事業実施状況：別紙のとおり                      8020運動について知っている割合：都全体57.6%、市53.8%                      8020（80歳以上で20本以上の歯を持つ）達成者の割合：都全体39.8%、市62.7%                      かかりつけ医を持つ割合（40歳以上）：武蔵野市94%、三鷹市75%、調布市68.8%、小金井市73.6%、市76.4%（20歳以上）</p>						
特記事項								

# 平成24年度 歯の衛生週間実施要領

## 1. 目 的

この週間は、歯の衛生に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## 2. 標 語

歯みがきは じょうぶなからだの 第一歩

## 3. 本年度の重点目標

生きる力を支える歯科口腔保健の推進

～生涯を通じた8020運動の新たな展開～

歯および口腔の健康は国民が健康に生きていく力を支えるものであり、歯科疾患の予防や歯の健康を保持する取り組みを進める必要があることから、「生きる力を支える歯科口腔保健の推進」を重点目標とする。

## 4. 実施期間

平成24年6月4日（月）～同年6月10日（日）までとする。

## 5. 主 催

（中央）厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会

（地方）都道府県、保健所を設置する市、特別区、都道府県教育委員会、市町村教育委員会（特別区の教育委員会を含む）、都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会（特別区の歯科医師会を含む）

## 6. 協 力（予定）

（中央）人事院、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、防衛省、日本民営鉄道協会、日本赤十字社、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国農業協同組合中央会、全国農業共済協会、全国厚生農業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本林業協会、大日本水産会、恩賜財団済生会、国家公務員共済組合連合会、日本医師会、日本薬剤師会、日本学校歯科医会、日本学校薬剤師会、日本看護協会、日本助産師会、日本学校保健会、中央労働災害防止協会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会、8020推進

財団、口腔保健協会、日本公衆衛生協会、全国地区衛生組織連合会、日本口腔保健協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、主婦連合会、日本歯磨工業会、日本歯科商工協会、生命保険協会、全国国公立幼稚園長会、全日本私立幼稚園連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本保育協会、全国私立保育園連盟、全国社会福祉協議会、日本栄養士会、日本食生活協会、母子保健推進会議、母子衛生研究会、恩賜財団母子愛育会、全国心身障害児福祉財団、全日本ブラシ工業協同組合、健康・体力づくり事業財団、全国老人クラブ連合会

(地方) 中央において協力を得る機関及び団体の地方組織並びにその他の関係団体等で、主催者が適当と認めたものについてはそれぞれに地方の実情に応じて協力を得るものとする。

## 7. 実施方法

(中央) 主催者は、相互に連絡協調し、報道機関等を通じて普及・啓発を行う。  
また、ポスター、広報資料等を作成し、関係方面へ配布する。

(地方) (1) 広報機関等による普及・啓発

主催者は相互に連絡を取り、自己の広報機関を活用するとともに、報道機関へ各種資料を提供すること等により、「週間」の普及・啓発を図る。

(2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等を開催して、「週間」の趣旨の理解を図る。

(3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所、市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

実施にあたっては、地域の歯科診療所の歯科医師（かかりつけ歯科医師）等との連携の下に行われることが望ましい。

(4) 標語、作文、絵画等の募集

児童・生徒から広く募集して、「週間」の趣旨を地域社会に普及・啓発を図る。

(5) その他

(1)～(4)に掲げるもののほか、それぞれの地方の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。

# 歯の衛生週間にあわせた歯科事業についての調査結果

平成24年5月  
府中市調査

## (1)実施している (12市)

	事業名	内容、担当者等	予算	前年度実績
小平市	口腔衛生週間事業	・歯科相談、健診 ・ブラッシング指導 ・パンフレット、歯ブラシ等の配布 ・歯科講演会	1199千円	【歯科健診】 健康センター74名、西町44名、東部57名 【歯科講演会】23名
東村山市	歯科衛生週間	センターロビーにてパネル展示、パンフレット配布、質問箱の設置(回答は後日歯科医師会より連絡)	なし	質問箱受付4件
立川市	歯の衛生週間事業	・歯の衛生週間ポスター展 ・歯科医師会主催講演会 ・歯の無料健診・相談 ・PRポスター掲示	2890千円	・歯の衛生週間ポスター展 ・講演会100名 ・歯の無料健診・相談(6月3日～6月6日) 1043名(3会場4日間) ・PRポスター掲示
府中市	歯の衛生週間健診	・無料歯科健診、相談(市内協力医療機関)	11500千円	・健診、相談受診者 1305名
昭島市	むし歯予防検診	・歯科検診、相談(歯科医師)(指定歯科医療機関)	1600千円	426名 6月4日来場者実人数250名 (健診128名、口腔内細菌撮影74名、唾液検査86名、口臭測定87名、咬合力測定85名、歯磨き指導68名、講演会8名) 6月5日来場者(健診、相談のみ)39名
	むし歯相談事業 及 むし歯予防検診 と 歯と口の健康フェア	・歯科検診、相談(歯科医師7名) ・口腔内細菌検査、唾液検査(歯科医師各2名) ・口臭測定、咬合力測定(歯科医師各2名) ・歯磨き指導(歯科衛生士2名)・歯科講演会(歯科医師1名) ・8020よい歯のすこやか家族コンクール		
国分寺市	「歯の衛生週間」事業	【健康推進課】 ・歯磨き相談、栄養士による食育関連のイベント(よく噛むための調理の工夫、試食) 【歯科医師会】 口腔癌検診、咀嚼力判定ガム、口臭測定、口腔乾燥検査、銀粘土アート、歯科講座(幼児～小学生低学年と保護者):小児歯科医師による講話	103千円	来場者実人数64名 (各ブースの延人数294名) H23は子供のみに検診実施した。 ※口腔癌検診はH24年度から
東大和市	歯科医療連携推進事業『無料歯科相談』	歯科健診、フッ素塗布、口臭測定、位相差顕微鏡、訪問歯科相談、ブラッシング指導	100千円	—
武蔵村山市	無料歯科健診	歯科健診、相談、フッ素塗布(3～12歳) 歯みがき指導、等	660千円	来場者数194名 健診194名(成人54名、子供140名) フッ素塗布(子供140名)
武蔵野市	歯の衛生週間「よい歯のための集い」	・コンクール(親子、8020) ・歯科健診(相談、ブラッシング指導、口腔内カメラ希望者) ・講演会、ポスター	931千円	講演会来場者229名 講演会前と中休みにのみ健診等の対応 健診(相談、ブラッシング指導、口腔内カメラ希望者)50名
三鷹市	歯の衛生週間事業 愛歯のつどい	・歯科相談 ・口腔内カメラによる観察 ・健口体操(歯科医師1名) ・講演会(歯科医師が担当)	352千円	来場者75名
調布市	歯と健康のつどい	歯科健診、歯磨き相談、スタンプラリー、指模型、紙芝居、口腔内写真、市民講座、8020表彰式、すこやか家族表彰、ポスター・標語コンクール表彰、講演会	なし (歯科医師会負担)	854名 歯科健診122名、歯磨き相談116名、スタンプラリー98名、指模型88名、紙芝居161名、口腔内写真54名、市民講座40名、8020表彰式(受賞者)38名、すこやか家族表彰(受賞者)6名、ポスター・標語表彰32名、講演会215名
小金井市	口腔衛生週間行事 小金井市民の歯の健康	・口腔・口腔癌健診 ・個別相談 ・親子のよい歯のコンクール ・フッ素塗布(小学生まで) ・歯磨き指導	1000千円	・口腔がん健診・・・113名 ・個別相談 ・親子のよい歯のコンクール ・フッ素塗布 ・歯磨き指導

## (2)現在、実施していない(9市)

	実施状況	その他の対応、『いい歯の日』にちなんだ事業等
青梅市	以前は実施していたがやめた	西多摩歯科医師会主催で『西多摩良い歯のコンクール、シルバー良い歯のコンクール、ポスター、作文コンクール』を実施していた(市は後援) その他:市内の小、中学校に『歯科ほけんたより』を配布
あきるの市	全く実施していない	
福生市	全く実施していない	
八王子市	全く実施していない	
日野市	全く実施していない	その他:小学校の校医等の協力を得て、毎年11月に日野市一斉歯磨きウィークの実施による啓発・啓蒙活動を行っている(学校課) (昼休みに歯磨きサンパを流して一斉に呼びかける)
東久留米市	全く実施していない	
西東京市	全く実施していない	
国立市	全く実施していない	
狛江市	全く実施していない	

## (3)実施していない →他の形(もしくは主体)で実施している(5市)

羽村市	羽村市歯科医師会主催『ムシ歯の誕生日』を後援している。(年1回 6月)
町田市	町田市歯科医師会主催『ほくとわたしのデンタルケア』の後援、当日の手伝い(電話番、パート手配、機材管理、広報掲載、周知等) 歯の衛生週間の中の日曜日(1日)(乳幼児から18歳のむし歯相談、歯並び相談、正しい歯の磨き方法等)
多摩市	歯科医師会が主催し、市内百貨店においてイベント(ポスター、歯科相談、保健指導)を実施しており、市は後援名義の使用許可、職員派遣等の協力をしている。
稲城市	6月1日号の広報に、歯科医師会によるう蝕予防のコラムを掲載
清瀬市	歯科医師会主催 歯の衛生週間・フッ素塗布



## 類似事業（成人歯科健康診査）との比較対照表

	歯の衛生週間健診 (S35～)	成人歯科健康診査 (H1 開始)
対象	全市民	30歳以上の全市民 (法定の対象年齢は40・50・60・70歳【歯周疾患検診】) (それ以外の年齢は、市が実施する成人歯科健康診査の対象)
制度の概要	6月4～10日の歯の衛生週間期間中の2日間で、市内協力医療機関において実施。	市報やホームページなどで周知し、個別申込みを受け付け、受診券を発送。9・10月に市内協力医療機関で実施。
内容	市作成の健診票に基づき歯の状況を診査し、むし歯や歯周病の有無、清掃状況の確認等を行う。結果についてはその場で受診者に手渡す。必要な場合には、相談及び指導を行う。	市作成の健診票(30～64歳は歯周疾患健診、65歳～は高齢者の口腔機能健診)に基づき、むし歯や歯周病の進行度、口腔清掃の状況、咀嚼力判定(65歳は義歯や口腔機能)を確認する。最後に結果説明及び必要な指導を行い、受診者控を渡す。(3枚複写：医療機関、市へ)
目的	口腔衛生に関する知識の普及啓発、歯科疾患の予防に関する習慣の定着とその早期発見及び早期治療を徹底することによって歯の寿命を延ばし、健康の保持増進に寄与する。	高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるように歯の喪失を予防すること。
根拠	厚生労働省「歯の衛生週間実施要領」、歯科口腔保健法等	健康増進法、歯科口腔保健法等
予算	11,500千円	123,480千円
実績(H23)	1,305人	12,590人
その他		市に健診結果が届いたのち、結果取りまとめの中で特定の項目(8020)の達成有無、重度の歯周病ではないか等)の該当者に対してフォロー講座への参加を促している(約5日間開催)。講座では、歯科医師、歯科衛生士による歯科健康教育(高齢者には、食べる機能向上を中心に)や栄養士による栄養教育を実施している。



事業シート（概要説明書）

予算事業名		障害者自立移動支援事業（心身障害者自動車ガソリン費助成事業）		事業開始年度	昭和57年度											
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度									
		請求件数（実数）		件	1,045	1,029	1,013									
		延請求件数		件	1,381	1,379	1,356									
	助成対象リットル数		ℓ	483,762	485,714	489,075										
単位当たりコスト	事業費	/	助成対象者	円	26,013	26,510	27,115									
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	自動車ガソリン等費用の一部を助成することにより、心身障害者（児）の外出時における経済的負担を軽減し、生活の便宜を図る。また、外出の機会が少なく、活動範囲が制限されている心身障害者（児）の生活圏の拡大を図り、地域や社会への参加を促進する。														
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度									
		新規受給者数		人	126	118	125									
		本事業の対象要件を満たす手帳保有者のうちの受給者の割合		%	15.30	15.21	14.94									
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	近年の不況の影響により自動車の利用を控える傾向があるため、助成金額および助成リットル数は減少している。一方で、手帳の新規取得者の申請により助成対象者数は年々増加しており、外出時の経済的支援の必要性は依然として高いといえるため、今後の経済動向により事業成果は変動すると思われる。															
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>1 ガソリン等費用助成事業を実施している自治体数 26市中22市（町田市、青梅市、あきる野市、国分寺市をのぞく）。 内1市（多摩市）は精神障害者、1市（東久留米市）は一部難病患者、5市（福生市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、西東京市）は脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方を対象に含んでいる。</p> <p>2 所得制限を設けている自治体数 26市中4市（武蔵野市、三鷹市、東村山市、武蔵村山市）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>所得制限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武蔵野市</td> <td>心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> <tr> <td>三鷹市</td> <td>対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>東村山市</td> <td>対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> <tr> <td>武蔵村山市</td> <td>心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 心身障害者医療費助成の所得制限基準とは、本人が障害者で扶養親族なしの場合、360万4千円以下であり、年収に換算すると約666万5千円。</p>						自治体名	所得制限額	武蔵野市	心身障害者医療費助成の基準内	三鷹市	対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）	東村山市	対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内	武蔵村山市	心身障害者医療費助成の基準内
自治体名	所得制限額															
武蔵野市	心身障害者医療費助成の基準内															
三鷹市	対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）															
東村山市	対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内															
武蔵村山市	心身障害者医療費助成の基準内															
特記事項	平成23年度の助成上限最高額に対する決算額の割合は、67.9%。 本人運転対象者は、対象者全体の28.2%。															

## 心身障害者自動車ガソリン等費助成事業概要

### 1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1～4級の方で、自己所有の自動車を運転する方
- (2) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方で、生計をともにする方（同一住所に居住する方または同一世帯の方）が自動車を所有し、障害のある方の通院、通所等の目的で使用する方

### 2 制限

福祉タクシー利用券の交付を受けている方と、高齢者支援課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は利用できません。

### 3 内容

#### (1) 助成内容

年間600リットルを上限とし、市が規定する単価（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）に申請されたリットル数を乗じた額を助成します。

年度途中に新規登録申請された方の助成限度リットル数は、申請日より年度末（3月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。

月別限度リットル数は次のとおり。

月	限度リットル数	月	限度リットル数
5月	550リットル	11月	250リットル
6月	500リットル	12月	200リットル
7月	450リットル	1月	150リットル
8月	400リットル	2月	100リットル
9月	350リットル	3月	50リットル
10月	300リットル		

#### (2) 申請

次の書類を添付して、登録申請が必要です。

##### 【登録申請に必要な書類】

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 運転免許証
- ③ 車検証
- ④ 本人または家族の通帳等振込先がわかるもの

#### (3) 登録後の手続き

登録後は、請求書（市が指定する様式）に、次の書類を添付して、請求日までの請求が必要です。請求後、指定口座に助成額を振り込みます。

##### 【請求に必要な書類】

- ① 車検証のコピー（もしくは窓口にて原本提示）
- ② 使用した燃料費の領収書（ガソリンスタンド等のレシート）

##### 【請求日】

請求日は、7月、10月、1月、4月の各月10日です。

26市のガソリン等費用助成事業に関するデータ一覧(平成23年度)

	自治体名	事業の有無	登録者数 (人)	実績額 (千円)	備考
1	八王子市	○	7,572	126,263	タクシー助成と併給可能
2	立川市	○	2,574	93,123	タクシー・ガソリン共用券の発行
3	武蔵野市	○	708	14,181	タクシー助成との選択制
4	三鷹市	○	329	5,302	タクシー助成と併給可能
5	青梅市	×			平成18年度に終了
6	府中市	○	1,187	27,183	タクシー助成との選択制
7	昭島市	○	633	8,748	タクシー助成との選択制
8	調布市	○	31	892	タクシー助成との選択制
9	町田市	×			通院交通費助成事業あり
10	小金井市	○	423	10,898	タクシー助成との選択制
11	小平市	○	2,026	34,672	タクシー助成との選択制
12	日野市	○	1,047	24,698	タクシー助成との選択制
13	東村山市	○	672	13,641	タクシー助成との選択制
14	国分寺市	×			通院通所訓練等交通費助成事業あり
15	国立市	○	356	9,414	タクシー助成との選択制
16	福生市	○	471	8,662	タクシー助成と併給可能
17	狛江市	○	100	484	タクシー助成との選択制
18	東大和市	○	691	8,914	タクシー助成との選択制
19	清瀬市	○	648	10,147	タクシー助成との選択制
20	東久留米市	○	495	10,495	タクシー助成との選択制
21	武蔵村山市	○	823	17,031	タクシー助成との選択制
22	多摩市	○	1,182	35,064	タクシー助成との選択制
23	稲城市	○	1,001	13,609	タクシー助成との選択制
24	羽村市	○	626	14,381	交通費等助成金支給事業あり
25	あきる野市	×			交通費支給事業あり
26	西東京市	○	1,236	37,108	タクシー助成との選択制



事業シート（概要説明書）

予算事業名		障害者作業委託事業			事業開始年度	平成元年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		清掃作業委託施設数			箇所	20	21	21
		清掃作業延従事者数			人	11,826	11,777	11,888
		テープ広報利用者数			人	38	24	49
	単位当たりコスト	清掃作業委託額	/	清掃作業延従事者	円/回	2,477	2,487	2,466
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	障害者福祉施設に対して作業を委託することは、施設の授産活動（障害者への仕事提供）の活性化を図り、施設通所者へ支払われる工賃の安定的な支給につながる。このことから、障害者の就労及び作業意欲を向上させ、障害者の社会参加や自立生活の促進に寄与することとなる。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		清掃作業委託 延対象者数			人	11,826	11,777	11,888
		清掃作業委託 総額			千円	29,295	29,295	29,313
テープ広報作業委託 総額			千円	378	378	378		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>1 公園等清掃作業委託 施設の工賃会計全体からみると、公園等清掃作業委託が占める割合は約21.6%で、施設通所者に支給される工賃へ直結する事業である。 各施設は、自主製品の販売や下請け作業の受注により、障害者の工賃収入の向上に努めているところであるが、経済状況等により、その収益は不安定である。身体・知的・精神の障害種別や障害の程度等、障害者は作業可能な範囲が一致しないことから、できるだけ多くの通所者が順応して作業できる公園等清掃作業を市が施設に対して委託することで、今後も施設の授産活動（障害者への仕事提供）を安定した形で支援していく必要がある。</p> <p>2 テープ広報搬送委託 視覚障害者のための事業であることから、障害者施設が受託している。しかし、デージー図書（DAISY「Digital Accessible Information System」という規格を用いたデジタル録音図書）や音声コード（日本で開発された高密度の二次元記号。デジタル化された文字情報がコード内に含まれている。）を活用するといった社会の流れで、「テープ」を媒体とする方式にはいずれ限界が来るものと予想されるが、需要がある限りテープを媒体とした広報の提供は継続して実施する必要があると考える。</p>						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>1 公園等清掃等作業委託 ① 調布市…市内障害者福祉作業所関連法人12箇所に対して公園清掃作業を委託（H24年度委託予算約8589千円、1法人平均716千円） ② その他近隣市（八王子市・武蔵野市・多摩市）においては、清掃作業やそれ以外の事業（資源ごみの選別やパンフレット印刷作業等）を実施している自治体があるが、市内の特定施設への委託や、報償費からの支出等であり、府中市における公園等清掃作業委託に類似する事業は無い。</p> <p>2 テープ広報 近隣市5市（八王子市・武蔵野市・三鷹市・調布市・多摩市）は、全て広報課が搬送まで管轄しており、障害者福祉課が別に搬送業務委託している例はない。</p>						
特記事項		平成24年度の市内障害者福祉施設は22施設（補助対象施設）。その内、公園等清掃作業委託施設は20施設（詳細は別添資料参照）。						

## **障害者作業委託事業概要**

### **【障害者清掃作業委託】**

#### 1 目的

障害者の労働意欲を促し、職場の人間関係を通じて社会性を養い、将来の社会的自立を図るとともに、公園保護に寄与することを目的に、市内障害者福祉作業所（以下、「作業所」という。）に、公園等の清掃作業を委託します。

#### 2 作業内容

ごみ拾い、掃き掃除、雑草除去、ごみの分別他美化に関する作業。

#### 3 作業人員

指導員 1 名及び作業員 5 名とします。

#### 4 作業時間

1 日当たり概ね 5 時間とします。

#### 5 作業日数

委託する作業所により、年間 26 日～88 日の範囲で作業日数を契約します。

#### 6 委託料

作業を履行した日数に日額 13,500 円～27,000 円を乗じた額とします。

### **【テープ広報】**

テープ広報には、テープ広報を利用する対象者のための事業と、そのテープ広報を利用対象者宅へ配送する事業という 2 つの側面があり、それぞれ対象者や内容が異なります。

#### 1 テープ広報を利用する事業

##### (1) 対象者

視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方

##### (2) 内容

市広報をテープに吹き込んだものが自宅に届き、月に 3 回無料でテープ広報を聞くことができます。

#### 2 テープ広報を配送する事業

##### (1) 対象者

福祉作業所従業員

##### (2) 内容

市広報をテープに吹き込んだものを視覚障害者宅へ配送します。



別表1

## 平成23年度 障害者清掃作業委託一覧

施設名	清掃場所	面積(m <sup>2</sup> )	委託単価	日数	月平均日数	上限金額(円)
府中はるみ福祉園	武蔵台公園	46,835.08	27,000	88	7.3	2,376,000
府中ひまわり園	押立公園	15,000.00	27,000	85	7.1	2,295,000
府中あゆみ園	府中公園	22,501.53	27,000	72	6.0	1,944,000
府中共同作業所	寿中央公園	50,800.24	27,000	74	6.2	1,998,000
ギャロップ	平和の森公園	10,000.16	27,000 合計面積 14,692.65	72	6.0	1,944,000
	北府中公園	4,692.49				
梅の木の家共同作業所	府中公園	22,501.53	27,000 合計面積 29,001.53	58	4.8	1,566,000
	すずかけ公園	6,500.00				
わかまつ共同作業所	清水が丘緑道	1,527.39	22,500 合計面積 2,851.00	60	5.0	1,350,000
	常久公園・西森公園	1,323.61				
童里夢工房	平和の森公園	10,000.16	27,000	54	4.5	1,458,000
レスポワール工房	美好町公園	5,785.15	27,000	51	4.3	1,377,000
ワークショップさかえ	幸町公園	2,247.94	18,000	60	5.0	1,080,000
西府いこいプラザ	寿中央公園	7,051.00	27,000	26	2.2	702,000
プロジェクトけやきのもり	新田川緑道下流	5,000.00	27,000	38	3.2	1,026,000
コットンハウスフレンズ	新田川緑道上流	4,000.00	27,000	37	3.1	999,000
むさし結いの家	せせらぎ公園	2,081.37	18,000	51	4.3	918,000
集いの家	芝間公園	1,736.55	27,000 合計面積 9,151.55	56	4.7	1,512,000
	下河原緑道	7,415.00				
	第三都市遊歩道	2,400.00	18,000	48	4.0	864,000
たんぼぼの家	若松町稻荷台公園	625.21	18,000 合計面積 2,238.33	75	6.3	1,350,000
	白糸台北公園	1,613.12				
若竹障害者通所事業所	紅葉丘中央公園	3,007.78	27,000	30	2.5	810,000
府中さくらの杜	すずかけ公園	6,500.00	27,000	36	3.0	972,000
こむぎ工房	明ヶ代東公園	1,048.72	13,500	54	4.5	729,000
作業所スクラム	新田川緑道中流	5,000.00	27,000	55	4.6	1,485,000
	西府町第2公園	1,592.49	13,500	40	3.3	540,000
合計		248,786.52		1,220	101.7	29,295,000